

平成 1 8 年 3 月

太宰府市議会総務文教常任委員会会議録

平成 1 8 年 3 月 8 日（水）開会

（ 第 1 日 ）

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

〔平成18年太宰府市議会 総務文教常任委員会〕

平成18年3月8日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第 6号 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について
日程第2 議案第 7号 太宰府市立少年スポーツ公園の指定管理者の指定について
日程第3 議案第 8号 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について
日程第4 議案第 9号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について
日程第5 議案第10号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について
日程第6 議案第11号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について
日程第7 議案第12号 太宰府展示館の指定管理者の指定について
日程第8 議案第21号 太宰府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
日程第9 議案第22号 太宰府市国民保護協議会条例の制定について
日程第10 議案第24号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第25号 太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について
日程第12 議案第26号 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第13 議案第27号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第14 議案第28号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
日程第15 議案第29号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について
日程第16 議案第30号 太宰府市立共同利用施設設置条例の一部を改正する条例について

2 出席委員は次のとおりである（7名）

委員長	武藤哲志	議員	副委員長	小柳道枝	議員
委員	片井智鶴枝	議員	委員	後藤邦晴	議員
〃	橋本健	議員	〃	門田直樹	議員
〃	渡邊美穂	議員			

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

総務部長	平島鉄信	地域振興部長	松田幸夫
教育部長	松永栄人	監査委員事務局長	木村洋
議会事務局長	白石純一	総務部政策統括 担当部長	石橋正直

地域コミュニティ推進担当部長	三 笠 哲 生	総 務 課 長	松 島 健 二
秘書広報課長	和 田 有 司	行政経営課長	宮 原 仁
財 政 課 長	井 上 義 昭	税 務 課 長	古 野 洋 敏
納 税 課 長	児 島 春 海	特別収納課長	吉 鹿 豊 重
会 計 課 長	志 牟 田 健 次	地域振興課長	大 藪 勝 一
教 務 課 長	井 上 和 雄	学校教育課長	花 田 正 信
社会教育課長	松 田 満 男	文化財課長	齋 藤 廣 之
中央公民館長 兼市民図書館長	鬼 木 敏 光	議 事 課 長	田 中 利 雄
国保年金課長	木 村 裕 子		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書 記 花 田 敏 浩

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（武藤哲志委員） 皆さん、おはようございます。

まず、委員会の開会に先立ち、委員のみなさんへ、本日2名の傍聴許可をいたしておりますのでご報告申し上げます。

次に傍聴される皆様には、委員会中はお手元の「傍聴の際の注意事項」をお守りください。

また、議案内容によっては、討論、採決時に一時退席願うことがありますので、ご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから総務文教常任委員会を開会します。

今回、当委員会に付託されております案件は、指定管理者の指定7件、条例の制定2件、条例の改正10件、補正予算1件、請願2件です。

審査の順序は、お手元に配布しております日程の順とします。

それでは、議案の審査に入りたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1から日程第7まで一括議題

○委員長（武藤哲志委員） お諮りします。

日程第1、議案第6号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」から日程第7、議案第12号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、日程第1から日程第7までを一括議題といたします。

まず、日程第1 議案第6号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」から、日程第3 議案第8号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について」まで、執行部の補足説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長（松田満男） ご提案申し上げます。太宰府市体育センターを財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間指定管理者として指定します。指定管理料につきましては年間440万円でございます。以上議案第6号の補足説明でございます。次に議案第7号でございます。太宰府市立少年スポーツ公園を財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間指定管理者として指定します。指定管理料につきましては年間117万5,000円でございます。次に、議案第8号でございます。太宰府市立大佐野スポーツ公園を財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団

に平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間指定管理者として指定します。指定管理料は年間240万円でございます。以上でございます。

○委員長（武藤哲志委員） ただいま、社会教育課長から議案第6号、太宰府市体育センターの指定管理者の指定については2年間で440万円。議案第7号の太宰府市立少年スポーツ公園については117万5,000円。太宰府市大佐野スポーツ公園については240万円。財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に指定管理者として指定したいと。なお、委員から関連する資料要求がありました太宰府市体育センター指定管理者選定実施要領仕様書がお手元に配布されております。まず、総則から2ページ目、管理運営を行う人員体制から、そして参考資料として支出予算が4ページに出されております。同じように太宰府市立少年スポーツ公園、太宰府市立大佐野スポーツ公園という形で出されております。

まず、委員の質疑を許可します。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 公募をかけられなかった理由を説明してください。

○委員長（武藤哲志委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（松田満男） 昨年12月の定例議会におきまして、北谷運動公園と太宰府市立太宰府史跡水辺公園につきましては公募による指定管理を行っております。その当時、全体的なスポーツ施設を含めてどういうふうにしようかと検討されておりましたが、最終的には特に収入等が見込める2施設をやろうということで、あとの今日提案させていただいております施設は収入そのものの見込みが少ないという状況から、まずは北谷運動公園と太宰府史跡水辺公園の収入の多いところをやろうという判断をいたしまして、あとについては今後の検討箇所として上げてありましたので、今回はこういう形で財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に指定するという事でさせていただきました。以上です。

○委員長（武藤哲志委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 大変、努力といたしますか、かなり今までも頑張ってきて、さらにこれだけ金額を抑えていかれるということは大変だと思うんですが、決算時に財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の方から資料をいただくわけですけど、グロスになっていて、どこでどういうふうな努力をされたのか細かいところが分からなくて。2つ聞きたいんですが、今後この委託の期間終わったらそれぞれ公募されるのかどうか。また財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団がこういうふうな努力をした、どこをどういうふうに詰められたのかという資料を是非我々はいただきたいのですが、その辺はいただけるのかどうか2点お答えください。

○委員長（武藤哲志委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（松田満男） 1点目のご質問でございますが、1点目については今後の考え方ということでございますが、今後につきましては今申し上げましたように2年間をということでございますので、まず1年間様子を見ようということで、状況を見ながら即その後どういうふうにするかということを経営1年間過ぎた時点で判断しなければならないと思っております。そし

てその時にどういうふうにするのかとなると、公募でやるのか、もうひとつは継続してそのまま財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の方に指定管理としてするのか、もうひとつは市の直営であるのか、その3つを選択しなければならないと思っています。今、申しましたように、まずは1年間状況を見ながら検討するということで考えております。それと2点目の問題ですが、この財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に指定した場合の状況ですね、状況は北谷運動公園も太宰府史跡水辺公園も同様でございますが、実際に1年間の状況をどういうふう
に努力されるのかを社会教育課としても点検しなければいけないと思っています。そういう点検をしながら状況を見た上で議会の方にも報告をしなければならないと思っています。

○委員長（武藤哲志委員） ただいま、太宰府市体育センターの分で門田委員の方から決算時、決算終了後、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の努力内容についての資料の提出はあるのかについては、1年を過ぎた時点で検討し、指定期間が過ぎた場合は3つの選択肢がある。常時委託内容も検討したいという回答がっております。

なお採決については他の議案の関連もありますので一括して行いますが、あまりにも指定管理施設が多いために詳細に審議を行いたいと思います。

議案第6号、第7号、第8号について、委員からの資料要求もっておりますが、委員から質疑はありませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 2点ありまして、まず1点目が本年度以降の3施設の収入について、かなりの増額を財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の方では見込んでありますけど、これは具体的に何を根拠にこのような収入増を見込んであるのかということが1点目。それから2点目が今回指定管理料をお支払いになるわけですが、指定管理料が実際はかなり安くなってきているわけですが、今までの収入があったはずですが、今までの収入部分を差し引いて実際の指定管理者に支払うのか、市の持ち出し分についてはどうなっているのかをお聞かせください。

○委員長（武藤哲志委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（松田満男） 1点目の収入の状況でございますが、実数がつかみにくいんですが、この収入の見込みというのは資料に上がっておりますように、例えば太宰府市体育センターで申しますと、平成17年度では150万円、平成18年度では232万円というふうに上がっております。根拠はと申しますと、努力はないとは言えませんが、努力も含めて、それ以上に昨年12月議会に提案させていただきました施設使用料の減免廃止に伴う収入増ですが、減免を廃止した場合は倍ほど収入が見込めるのではないかと単純な計算も考えられますが減免が廃止になったからといって収入が倍になるわけではありませんので、利用者が節約して使うということもありまして、施設によって違いますので、同じ率で上げてはおりません。施設ごとの見込みによってそれぞれ上げております。

2点目の件でございますが、指定管理料の支払いは収入を差し引いて委託します。今、言い

ました差し引いて委託するというのは、平成18年度はそうでございますが、平成17年度については収入は市の収入でございました。平成18年度は財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の方に収入として入りますので、それを差し引いた額が委託料となります。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 結局、指定管理料は収入の見込みの差し引きのところで指定管理料をはじき出されているわけですから、平成18年度に見込まれる収入の算出は非常に大きなかぎになると思うんですね。その部分で今おっしゃったように減免廃止等のいくらか具体的な理由はあるということですが、私には根拠があまり見えないんですね。そこまで増額があるのかなというのが大きな疑問に残っているので先ほど質問したんですが、そちらの方としてもあくまで見込であるということ。財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の方は具体的に収入の見込みを立ててあるはずだと思うんですね。それが、お手元にある資料を渡す時に話しはなかったんですか。

○委員長（武藤哲志委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（松田満男） 当然、社会教育課の担当の方で勝手に予算的なものを上げたわけはありません。今言われましたように財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団との十分な協議を行った上で収入の見込みを作っておりますので。ただ、もちろん見込みの実数がどうなるかというのがまず1年間見てみないと見込みに誤差が出てくると思います。協議は行っておりますが、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団にしても担当課としてもこれが近い線の数字であるかというのは断言できませんが、だいたい多く見積もりますと逆に財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の方の指定管理料が低くなりますので、多くは見込むことは出来ませんので、この金額であればほぼ間違いないだろうという数字で見込んでおりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（武藤哲志委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 関連がありますのでご質問いたします。今、社会教育課長の説明では財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団と社会教育課の中で十分に協議がなされ、その金額が出てきたということでしたが、もしこれが見込み額であるということであって、例えばこれが1年後にこの金額を下回った場合、その補てんとかそれは財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の責任で賄っていくんでしょうか。

○委員長（武藤哲志委員） 今、小柳副委員長から質問した内容ですが、4ページを開けていただきたいと思います。一番下の方に先ほど門田委員、渡邊委員の質問にもありましたが、440万円で委託したい、収入は232万円だと。こういう状況ですね。あと、人件費関係費だとかありますが、ここでは440万円で、収入は232万円だと。3ページを開けていただくと、太宰府市立少年スポーツ公園については19万円の収入で117万5,000円、同じく太宰府市立大佐野スポーツ公園については85万5,000円の収入しかないけど市としては240万円。今小柳副委員長の方から財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団と社会教育課の協議の関係で数字上赤字になった場合

は財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の責任で行うのか、行政が補正するのかという問題が出ておりますので、その辺は執行部で協議がされておりますので報告を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長（松田満男） 今のご質問でございますが、当然収入がどれくらい入るかというのをある程度の見込みを考えながら、指定管理料を出しておりますが、それを上回った場合は当然財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の責任において、もちろん努力はしていただきますが、最終的にオーバーした場合は財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の責任においてやっていただくということで協議しております。以上です。

○委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

○委員（片井智鶴枝委員） この3つの公共施設に限らず、すべての公共施設というのは市が直営するにしても、指定管理者がするにしても、市民が利用しやすいというのが前提であると思います。この3つの施設に関して、指定管理をすることによって、開館時間とか営業時間とかの変更を具体的に聞かせてほしいのと、これを指定管理者に指定することによって行政サービス、市民へのサービスのどこがよくなるのか、市が考えているところ、その2点をお聞かせください。

○委員長（武藤哲志委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（松田満男） 1点目のご質問でございますが、市民サービスということで、1つは運動公園につきましては現在使用時間が9時からとなっております。9時ということは管理人は8時半に出勤されるわけですが、午前中の早い時間、例えば8時から使用したいというスポーツ団体からの要望も上がっております。ということも含めて財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団とも話しておりますが、今でも8時から使用したいとの要望もありますので、そういうことも含めて時間を1時間早めていただくとか、そういうことも財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団とも協議行っておりますので、そういう努力をしていただければ収入も上がるんじゃないかと考えております。2点目につきましては市民に対するサービスについてですが、市民に対するサービスにつきましても、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の資質向上も含めて、管理人さんたちには接遇面も含めて財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の方から定例的にサービス面についても指導していただくよう強く要望しております。以上です。

○委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

○委員（片井智鶴枝委員） それぞれの施設について開館時間だとか、休業日だとかを具体的にお聞きしたいんですけど、それと指定管理者になる際に仕様書にも書いておりますけども、最少の経費で最大の市民サービス、これは前提だと思うんですよ。ただ、指定管理者の場合は経費を減らすために休館日を多くするとか、そういったことは市民サービスから逆行してると思うんですよ。例えば太宰府市体育センターでも月曜日が休館になりましたよね。そういったことはいろんな団体に影響があると思うんですけど、そういったことも含めて今後指定管理者との間で再度協議はできないのか、その点お尋ねいたします。

○委員長（武藤哲志委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（松田満男） 今言われましたことは昨年指定管理者を指定しました太宰府市史跡水辺公園にしても同様でございますが、これは時間帯とか開館日、定例的な開館日というのは当然設けておりますが必要に応じて協議することはできるとなっておりますので変更等はありません。もちろん市長が許可した場合ですが、当然状況に応じて変更は可能です。以上です。

○委員長（武藤哲志委員） 片井委員の質疑と関連があるんですけど、指定管理者にした場合、この自治体とは言いませんが、どうしても申し込みは準備期間も含めてから申請してくれとかね、使用時間までは一切その部屋の鍵を渡さないとか、時間が来れば早く終わってくれとか、使用時間の延長は認めないとか、いろんな部分でトラブルが出てきた時の対応、先ほど片井委員から質問がございましたが、施設管理をする時に行政であればその辺の権限があつて、現状を見たらうで他に利用者がない場合は延長が出来るとか、前もって準備があれば15分くらい前には部屋に入っているんですよとかできるんですけど。そこの余裕の内容が営業というか使用、サービスの2点でトラブルが出た場合、それなりに行政側としても一定の市民サービスの低下につながるというか、トラブルが続出するようであれば指定管理者を解除することができるかどうか、2年間という契約をしていればそれはできないという状況の中で、これは必ず出てきますよ。さっきは自治体名は言いませんでしたけど、隣の自治体です。行政側がこれではトラブルが多すぎるということで太宰府市も初めてやってる内容の中では、自治体が使う場合と市民が使う場合は大きな問題がありますので、ほかの関連もありますけど、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団との協議についても、何分前に使用する部屋の鍵を渡すとか、残り時間があっても早く出て下さいとか、激しいところは館内放送もしますからね。そうすると、そういう問題は発生しますので、その辺の対応は片井委員から出されてますように、公共施設を民間に委託することについては、慎重に対応していただきたいと思います。

では橋本委員。

○委員（橋本健委員） 各施設として、全面廃止による収入増はある程度理解はできるんですが、こちらから積極的に利用者を増やすための営業努力といいますか、具体的に何か考えになっちゃうのか。たとえば、まほろば号に各施設の利用の呼びかけをするとか、他に何か具体的なお考えがあつたらお聞かせください。

○委員長（武藤哲志委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（松田満男） 昨年の提案でもありましたが、1つは、施設によっては違いますが、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団による主催教室を今まで以上に多く開こうと考えておりますけど、それだけではありませんけども、具体的に私の方で、申し上げられませんが、今まで以上の教室等も含めて努力していくということを今のところ話をしています。

○委員長（武藤哲志委員） 橋本委員。

○委員（橋本健委員） これだけの収入を見込まれているわけですから、この数字に近づくような努力をぜひしていただきたいと思っております。

○委員長（武藤哲志委員） 後藤委員。

○委員（後藤邦晴委員） 同じことの話しになるかもわかりませんが、参考資料の中の人件費の積算金額が記入されておりませんが、これはもう記入されないのか、どの位の支払いをされているのか知りたいのと、先ほどお話しが出てました太宰府市体育センターにしろ、大佐野スポーツ公園の市民サービスにもなるんですけど、もし、トラブルが発生したときは、指定管理者の委託されたところとの話になるのかそれとも、行政の方が中に入って解決していただけるのか、市民の方の話の持って行き場所がどうなるのか気になるんですけど。

○委員長（武藤哲志委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（松田満男） 1点目の資料の中の人件費の積算金額について、合計金額は入っておりませんが、各施設には管理人が配置されております。これは1時間当たりいくらという単価に基づいて日数をかけたものの合計でございます。施設によっては臨時的な職員の方と嘱託職員の方がおられますのでその合計額でございます。

2点目に言われましたトラブルにつきましては絶対にないとは言えません。トラブルがないよう財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団とも協議いたしますが、何かトラブルがあった場合、まずは財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の管理になっておりますので財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の方から出かけていって苦情処理をしていただきます。内容によっては財団で片づかないトラブルも出てくるかもしれません。その場合は当然、社会教育課は窓口でございますので財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団とも協議して、市民との直接の話も出てくることもあり得ると思います。そういうことで財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団と社会教育課も一緒に協議することとしない場合と、あろうかと思います。

○委員長（武藤哲志委員） それでは同じような各施設によって、いろんな問題がありますが、現在のところ議案第6号、7号、8号といきましたが、また違った角度からの問題もありますので次の日程でも同じような審査もしていきたいと思います。

次に日程第4、議案第9号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」、そして次に日程第5、議案第10号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」、日程第6、議案第11号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定」、議案第11号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」と議案第12号「太宰府展示館の指定管理者の指定について」は、ここだけは指定管理者が違いますので、ここまで、まず担当課からの説明を受けていきたいと思います。

それでは、いきいき情報センターの指定管理者の指定については、地域振興課長から説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（大藪勝一） 議案第9号についてでございますが、太宰府市公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、太宰府市文化スポーツ振興財団に平成18年度から2年間にわたり、太宰府市いきいき情報センターの指定管理者

の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項及び第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。なお指定管理料については、7,200万円となっております。以上で説明を終わります。

○委員長（武藤哲志委員） それでは、最後の議案第10号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」、

中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（鬼木敏光） 議案第10号につきまして補足説明申し上げます。太宰府市民図書館を財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に平成18年4月1日から平成20年3月31日まで2年間、指定管理者として指定をいたします。なお、平成18年度の指定管理料は、3,608万9,000円でございます。指定管理者は中央公民館との複合化の中で1階にある本館延べ面積1,782㎡の管理及び図書業務の運行を行うものでございます。以上でございます。

○委員長（武藤哲志委員） それでは太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について、補足説明を文化財課長お願いいたします。

文化財課長。

○文化財課長（斉藤廣之） 議案第11号太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について、補足説明をさせていただきます。太宰府市文化ふれあい館を財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間、指定管理者として指定をいたします。なお、指定管理料は年間4,943万7,000円でございます。また、指定管理者は当館の管理と運營業務を行うものでございます。以上でございます。

○委員長（武藤哲志委員） 続けて日程第7、議案第12号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」補足説明を同じく文化財課長に求めます。

文化財課長。

○文化財課長（斉藤廣之） 議案第12号の大宰府展示館の指定管理者の指定につきまして補足説明をさせていただきます。大宰府展示館を財団法人古都大宰府保存協会に、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間、指定管理者として指定をいたします。なお、指定管理料は年間254万円で展示館の管理業務を行うものでございます。以上でございます。

○委員長（武藤哲志委員） それでは議案書の23ページの議案第9号について、委員からの要求資料について、太宰府市いきいき情報センター指定管理についての選定仕様書という大変長い部分がありまして、委託料積算という形で、先ほど後藤委員からもあっておりましたが、人件費については枠内での対応ということで人件費が書かれておりますが、管理料の利用料金関係も載っています。それでまず議案第9号の太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について、委員から質疑がありましたら許可します。

小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 今日の議題である議案第6号から議案第12号まで全般についてお尋ねしたいんですが、全般に財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団が指定管理者になっております

が、この指定管理者制度に先ほどお答えがありましたけども、公募にするというのが法律で決められているのではないですかね。それともう1点が財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の現状は、市の出向の職員が大半いらっしゃると思うのですが、その辺を指定管理者の民間の参入を導入するにあたって、行政が完全に協力している支援しているという財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団のあり方に、ちょっと今日尋ねたいことがあるんですが、よろしいでしょうか。現在ですね。財団の方に市の出向職員ですか、正式に何名行ってらっしゃいますか。

○委員長（武藤哲志委員） まずちょっと整理をしましょう。関連する問題もありますので、指定管理者については、門田委員の方からも、質疑があつておりましたが、本来公募すべきではないか。民間の参加をさせるという問題がありましたが、今議会に出ていますのは、一箇所だけ財団法人古都大宰府保存協会に指定をするということです。まず、公募しなかった理由を再度説明いただきたいということ。それから、現在財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に市の職員が出向していますが、出向人員についての報告をしていただきたいと思います。なお、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に公共施設を委託した場合、出向職員がどうなるのか、それから、関連する問題で、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の正規の職員は2名のみですが、その2名の対応については、どういうふうに行行政側としては対応するのか、地域振興課、総務部でも構いませんが報告をいただきたいと思います。

ここで11時まで、暫時休憩します。

午前10時42分 休 憩

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時00分 再 開

○委員長（武藤哲志委員） 休憩前に引き続き再開いたします。ただいま小柳副委員長より質疑があつておりました3点について、回答を求めます。

行政経営課長。

○行政経営課長（宮原仁） ただいま小柳議員から質疑がございました件について答えさせていただきます。まず、一般公募が法律で規定されているということでいわれております。平成15年6月に地方自治法が改正になりまして、公の施設につきましては公的団体にしか委託できなかった部分を指定管理者制度の導入によって、民間企業を含めた幅広い団体に委ねることになりましたので、管理委託制度は廃止されたわけでございます。その中で私ども市の方としても、この指定管理者の導入を方針として固めまして昨年の6月議会にこの太宰府市の指定管理者に係ります手続条例というのを制定いたしました。その手続条例の中に公募による指定と公募によらない候補者の選定ということで、それぞれ再三にわたりまして議会の方にも説明をしてきたところでございます。一般公募につきましては、市民公募ということでございますけれども、これも6月、それから12月におきまして、市民が多く利用している部分について、市民プールと北谷運動公園をまず公募によりまして指定管理者制度の導入ということで行ってき

て、12月議会で議決を頂いたところでございます。その状況を見ながら今後の公共施設については指定管理を導入するのか公募をするのか、それとも直営にするのか。先程言われましたような方式をもって行っていくような方向で考えておるわけでございます。

○委員長（武藤哲志委員） ちょっと整理をしましょう。本来は地域振興課ですが、内部協議の結果、行政経営課長から報告がありました。昨年の6月議会、12月議会で手続条例を改正した。公募によるものとよらないものの指定を議会に承認をいただいた。12月議会では利用の高い北谷運動公園それから史跡水辺公園を民間公募により指定を行った。そういう公募、それから公募にならないという問題は行政経営課長から報告がありました。まずこの1点から整理していきたいと思います。これに対する委員からの質疑はありませんか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 手続条例、手元にちょっとないんですが、要は明らかに公募せずに委託する団体がいいということがはっきりと言えるときは公募をかけなくていいという内容だったと思うんですけど、まあ、ふたを開けてみると、今までと一緒に全部財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団と太宰府市社会福祉協議会なんですが、ただ、非常に金銭的に努力されてあって、これは先ほど申したようなことですが、1つ言えることはですね、まとめてやるから、集約してやるから、採算が取れるのだろうと思います。事務部門なんかも一括したほうがいいだろうと思います。しかし、同じことは民間団体とかでも言える。同じことが言えるわけです。似たような運動公園だったら、1つやるのも4つやるのも一緒にやった方が採算は良いと思うわけです。ですから先ほどの説明は昨年から何度か同じ内容をお聞きしたと思うんですけど、やはり今後のことですね、あの委託の見ていきながらといいますけど、結局北谷運動公園も財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団ですよね、だから別に見ていくというのがどこをどう見るのか本当なのか、分からないんですが、史跡水辺公園に関しては、非常に最適な業者さんだろうと私も思います。専門性が高いですし、だから何か今までの聞いていると、1つ思うのは民間委託に関しては、民間が入ってくることにに関して前向きなのかなと、ちょっと疑問があるわけなんです。非常に金銭的な努力は分かるんですが、だから平成18年度終わってどうなのかと。だから財団をまた見るわけですね。一体どこをどう比較したら、財団を見て財団を変えていくのかというところが今ひとつ不明確なんです。この辺でこれだったらいいという、他の自治体のなんかでは実際にそんな委託というのをやって、今からうまくいくかどうかというところなんです、かなり大がかりな委託をすでにやってるわけです。指定管理者に対するですね。その辺をもう少し聞かせてください。

○委員長（武藤哲志委員） 門田委員の方から、市の全額出資する財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に指定を行ったと。財団のあり方それからまた議会も財団の決算内容も含めてですが、財団のあり方、先ほど小柳副委員長からも出ておりますが、財団のあり方についてはどういうふうに考えられているのか、競争する相手がないという問題が門田委員の方から出されております。

総務部政策統括担当部長。

○総務部政策統括担当部長（石橋正直） この指定管理者制度を太宰府市で導入する時からどの施設を指定管理者制度の公募で持っていこうかと。全部公募でもって行って混乱する恐れがあるというようなことから、13施設のうち、まず史跡水辺公園と北谷運動公園を公募にかけよう。公募をかけて、指定管理者として契約をしたところがどういうふうな運営をしていくのか、どういうふうな市民サービスの向上を図るのかというようなことを状況を見ながら、その施設については当面財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に指定管理者として指定して、将来に向けてはすべて公募に持っていけるようにしていくというような方針で今回は望んでおりますので、その辺をご理解いただきたいというふうに考えております。それから財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団につきましては、やはり当初から法律が変わった時から、財団をどうするのかというような検討が必要であったと考えております。その分が指定管理者制度を早く採用していこうという事から後回しになったという状況もありますので、今後は財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団のあり方についても十分検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（武藤哲志委員） それでは財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の問題と公募の問題に関する委員から意見がありましたら。整理はしていきますが。

小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 今、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団のあり方について整理していかれるとお答えをいただいておりますけど、これは3月の予算特別委員会の中で、総務部長から確か同じような内容で将来的に近い将来検討していくというお答えをいただいているんですが、その後どういう検討がなされたのかを尋ねします。

○委員長（武藤哲志委員） 総務部政策統括担当部長。

○総務部政策統括担当部長（石橋正直） 財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を管理しておりますのが地域振興部でございます。地域振興部長の方には財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団のあり方については今後検討していくから、関係者で組織を作って早く結論が出るようにという指示をいたしております。まだ編成はできておりません。

○委員長（武藤哲志委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） それではいつごろ目安に検討されるのですか。指定管理者制度を導入するにあたっては民間も財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団も同じ目線に立つべきじゃないかと思うんですよ。それが市民サービスの向上につながっていき、やはり競争するということですが、業績を伸ばしていけるだろうし、また働く人の場も広がっていくんじゃないかと思うんですよね。そういう観点から言えば、今の財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の根本的な改革が必要じゃないかと私は考えておりますので、その辺を含んだところでご検討よろしくお願い致します。

○委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

○委員（片井智鶴枝委員） 先ほどご答弁がありましたけども、この指定管理者制度が導入される

時に、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の現状も踏まえて内部検討するべきだとおっしゃってましたけども、それと一緒にすべての公共施設がどうだったかということを検証していくべきだったと思うんですよ。さっき武藤委員長も言われましたけども、電話の応対にしても受付にしてもかなり市民の不満は聞きます。他の委員も同様だと思います。ですから、指定管理者になったからその指定管理を財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に任せるという以前に公共施設がどういうふうな使われ方をしているのか、果たしてそれが必要なのか、すべて検証をやるべきだったと思うんですけど、時間の制約もあったなかで厳しかったと思いますけども、この指定管理者制度を導入して実施していくに当たってもう一度、公共施設が今の現状はどうか。市民に対する対応だとか、そういうことも含めて、やはりきちっと検証することが必要なんじゃないかと思います。そのことも含めて市の考え方を聞かせてください。

○委員長（武藤哲志委員） 総務部政策統括担当部長。

○総務部政策統括担当部長（石橋正直） 平成17年度までは随意契約による財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団委託ということで進めてきておりまして、今回平成18年度から、それぞれ指定管理者としてやっていただくと、いうようなことから、仕様書の作成業務に係る仕様書の作成を担当する課が作る必要がございました。それで非常に今までは財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の方に任せきりで委託しておりました関係で、その仕様書作りが大変な仕事となっております。その中で仕様書を作る中で色々問題が出てきたり、業務の内容の把握とかが必要であるというようなことが発生してきておりますので、指定管理者制度になれば、やはり、その辺の管理監督というのを十分にしていきながら今後の行政サービスにつなげていく必要があるというふうに考えております。

○委員長（武藤哲志委員） ほかに財団のあり方について、委員から質疑はありませんか。それでは、されております出向関係、現在財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に出向しておりますが、指定管理者になった場合についての出向職員の取り扱いについての報告を求めます。

行政経営課長。

○行政経営課長（宮原仁） ただいま委員長の方が、職員の出向というふうに言われましたが、出向ではございませんで、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の方に兼務という事務取扱で職員を置いているという状況でございます。それで内容につきましては財団の業務について、市の業務を財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の方をお願いをしているという状況でございますので、市の職員を事務取扱ということで7名の職員を配属させていただいておるという状況でございます。

○委員長（武藤哲志委員） 質疑があってございました出向という問題ではなく、財団に対する兼務事務取扱で7名を配置している。出向ではないというという状況が報告されました。これに対する質疑はありませんか。

小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 出向ではなく、市の業務を行うために7名の職員を兼務で派遣している

ということでございますが、その財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の指定管理者になりました。財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の中に市の職員が7名いらっしゃるということは、業務は市の職員で執行してるということですか。それとも財団の嘱託職員及びパートさん等々でそういう企画運営なさっているということでしょうか。

○行政経営課長（宮原仁） 市の業務を財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の方でお願いしてるということで、職員を配置しておりますけども、それぞれ財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を設立したときに業務的に市のバックアップではございませんけども、独立するまでは職員を配置する、そういうことで事務取扱ということで配属させていただいております。今現在財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の仕事をしてありましょうし、市役所が実際すべき仕事の方も、こちらの方で事務を取り扱ってるという状況でございます。

○委員長（武藤哲志委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 独立するまでの支援という形で兼務だという今のお答えだと思うんですけども、ではなぜ市の仕事をしながら財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の仕事も2つなさるんですよね。職員の負担というのはどうなりますか。財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団というのは、だいたい独立した団体ではないんですか。また何年経ちますでしょうか、まだ独立できてないんですか。その中で指定管理者制度に定めたということですね。

○委員長（武藤哲志委員） 総務部政策統括担当部長。

○総務部政策統括担当部長（石橋正直） 財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を設立したのは市民プールを管理運営していく必要があるという時に、当初は管理公社という形で設立したんですけども、その時に先進地を大阪でしたが先進地の視察をいたしました。そこは市の職員の身分で、そして管理公社の仕事をしていくのが1番やりやすいということで市民サービスにもつながるということでしたので、当時は全部長で大阪の方に先進地の視察をしたんですけども、そういうことから当初から太宰府市においても地域振興課の職員として辞令交付をして、兼ねて財団の取り扱いをするという事で進めてきておりまして、これが市の職員の事務取扱がなければ、それぞれのプロパーを採用する必要がありまして、そういう制度を利用してあるところは問題が非常に大きいということがありましたことから、現在のような組織で続行してるような状況です。

○委員長（武藤哲志委員） なかなか難しい問題ですが、まず今、小柳副委員長から出されて、このいきいき情報センターの追加仕様書のページ数をはぐっていきますと、ここで指定管理者として7,200万円の補助金をいきいき情報センターだけですよ。市民図書館は3,689万円という金額があるのですが、こういう仕事をしながら7名の職員が指定管理者にされた公共施設をどの範囲まで管理していくのか、今総務部政策統括担当部長が説明した内容の中で行政職員がやった方がいいだろうというけども、だから7名の職員についての人件費はこの中には入っていない。ただし、これだけの施設を財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に委託する中で、どの範囲で、どの部分なのか、その権限範囲は兼務として財団法人太宰府市文化スポーツ振興財

団に業務をさせている状況があるんだけど、その明確さ、だから実質的な実務を7名がするというふうになるのか、その協議内容が先ほど財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団のあり方についてという部分に出てくるんですが、だから普通私ども考える時ですね、財団には一切を任せると。執行権というか、管理監督権を行政が持つというのが基本的な問題ですが、今の政策統括担当部長の説明では行政職員が配置されていた方がいいという形であります。そこで見ると、人件費、大きな額なんですけど、その辺の内部調整をどうされているか。再度。

総務部政策統括担当部長。

○総務部政策統括担当部長（石橋正直） 市が、地域振興課が財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の管理をしているわけなんですけども、事務局の費用、人件費ですが、地域振興課の予算の中で、補助金という形で出ております。財団事務局については、本社機能を持った部分だろうと、あとの施設についてはそれぞれ担当課がございまして、施設の運営については担当課の方が進めていくと財団の本社機能のところについては地域振興課がきちんと整理していくというように振り分けはいたしております。

○委員長（武藤哲志委員） もう1点、整理の関係がありますが、こういう指定管理者にする部分と財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に対する補助金というのは別に設けているのかどうか。財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団には、以前4名の職員が採用されたんですね。ところが2名、国分にあります太宰府市文化ふれあい館、財団法人古都大宰府保存協会の関係がありまして職員調整をした経過があるのですが、その当時、文化財の技師なんかもおられたようですが現在2名だけになってますが、この財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に対する補助は補助として予算計上を行う。指定管理者としての指定管理料は払うと。こういう内部検討は行っているんですか、政策統括担当部長。

○総務部政策統括担当部長（石橋正直） 今委員長が言われるとおり、現在、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の職員として2名しかおりませんが、一応プロパーという位置づけで職員がおります。その分につきましても、事務局経費の中に含めまして地域振興課が補助金の中から人件費を出しているということで各施設に人件費は入っております。

○委員長（武藤哲志委員） ほかに、今出されました公募か公募によらない指定かという問題と、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団のあり方と、それから財団職員に兼務をさせている内容について担当部から報告がありました。それでは図書館について指定管理者になっておりますが、図書館については委員から質疑ありませんか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 配布されました仕様書の中に業務内容と管理運営業務の内容と細かく規定されてあるんですけども、1つ心配といいますか、確か埼玉だったと思うのですが、ちょっと場所はつきり思い出さないのですが、図書館の司書が恣意といいますか、自分の非常に狭い判断で、ほとんど相談なしに特定の書籍を購入し特定の書籍を廃棄したということは非常に問題になったことがありました。委託に関する仕様書を見ますと業務内容で9の業務内容で図書

資料の選定発収ですね。また、除籍、廃棄ですね。捨てるのも管理者が行う。具体的には司書及び司書補が行うということですけども。結局、図書館というものの性質からいいますと、どんな本が置いてあるかは大変大事なことでありまして、その点に関しまして市がどういった責任といたしますか。そのことに関して苦情処理なんかも細かく規定はしてあるんですけども、これに関して市は責任を持つのか持たないのか。また、管理運営業務で館長業務等は明確に、これは太宰府市に属することだよと、業務だよと、きっちり分けてあるんですが、ぜひこの辺の本の選定ということですね、または資料の選定ということに関して、私はアクティブであった方が良くと思いますが、その辺の考えをお聞かせください。

○委員長（武藤哲志委員） 図書館長、資料の中の５ページですね。門田委員から出された部分がありますが、太宰府市に属する管理運営業務として１から９まで報告されておりまして、先ほどの内容もありますが、現在配置されている館長、係長、職員、それから司書。あそこの場合は今までは委託という形になっておりましたが、指定管理になった場合の職員の配置と行政職員の配置関係も含めて門田委員の質問に回答いただきたいと思います。

中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（鬼木敏光） この９項目ありますけど、人員については現行どおりでございます。現行どおり、館長、係長、事務職員１人、司書３人の配置で考えております。館長業務が直轄している業務については予算関係で分けておりますが、直結する分については教育委員会、議会、研修等職場体験の受入れ等、視察等の対応、図書館協議会、仕様については、最終的には市の職員が決定というふうな形で考えております。

○委員長（武藤哲志委員） 実質図書司書含めて７名ですか、８名ですか。

中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（鬼木敏光） 図書司書含めて６名です。

○委員長（武藤哲志委員） そうすると中央公民館の館長を兼務してますが、中央公民館含めると何名になりますか。

中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（鬼木敏光） 中央公民館を含めると８名になります。

○委員長（武藤哲志委員） 合計の８名。今、門田委員からの質疑に対して、中央公民館長兼市民図書館長から報告がありましたが、これに対する再度質問がありましたら。

それでは市民図書館を終わります。

次に、太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について、委員から質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは古都大宰府保存協会を指定管理者とする、大宰府展示館の指定管理者の指定について、委員から質疑はありませんか。

橋本委員。

○委員（橋本健委員） 大宰府展示館の収入180万5,000円。前年度に比べて80万5,000円の増を見込まれておりますけども、他の施設は文化とかスポーツ団体の利用者があるんで、あと減免の問題もありまして、増収は理解できるんですが、この80万円を見込まれた根拠。これは観覧料だけだと思ってるんですけど、ほかに何か増収の根拠はございますか。

○文化財課長（斉藤廣之） その増収分は、図書販売額として、72万5,000円を見込みとして計上しております。通常、入館料は100万円前後ありますので、それを合わせて、約180万円を見込みとして上げております。以上です。

○委員長（武藤哲志委員） 財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団については、七社会と言われている福岡県の7企業が太宰府の文化財、国立博物館も含めてですが、太宰府市のために理事になっていただいて運営をしているところなんですけど、この理事、無報酬的な形でやっていただいておりますが、ここの関わりで指定管理者にするときには理事の承認いただくとか、こういうことをやってきた経過はあるでしょうか。

文化財課長。

○文化財課長（斉藤廣之） 太宰府市から財団法人古都大宰府保存協会に指定管理者についての協議を行っております。

○委員長（武藤哲志委員） 先ほども審議をしている中で、各委員からいろんな質疑が出たり、執行部から回答いただいたりしているんですが、やはり、文化ふれあい館にしてもいきいき情報センターにしても、大宰府展示館だとか、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団だとか、正規の職員が配置されている場合も兼務されている場合もあるのですが、こういう委員会には出席できないんですね。事後承認というような状況で議会の決定に基づく内容ということになるんですよ。こういう問題審議する時には、いきいき情報センターにおられる業務部長とか担当の部分は参加しとかなないとどういう内容なのかというのはわからない点もあるんですよ。だから大宰府展示館のほうも、はっきりで委託して、再任用に基づく兼務というような状況ですが、その辺は内容的なものも今後どういうふうに報告していくかという問題もありますので、それは内部的には議会の審議内容を伝えていただくようにしていただかないと。議会が審議していても関係団体の職員がここには全くいないという状況がありますので、その辺は今後留意していただくようお願いします。いいでしょうか。

今まで指定管理者について、総務文教常任委員会に付託されました内容について再度委員から質疑がありましたら許可します。まず議案書20ページ、太宰府市体育センターの指定管理者の指定について、21ページ太宰府市立少年スポーツ公園の指定管理者の指定について、22ページの太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について、23ページの太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について、24ページの太宰府市立市民図書館の指定管理者の指定について、25ページの太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について、26ページの大宰府展示館の指定管理者の指定について。

これが総務文教常任委員会に付託された指定管理者の内容です。再度、委員から質疑があり

ましたら許可します。

片井委員。

○委員（片井智鶴枝委員） この仕様書を見ましたら、例えば図書館とかだったら個人情報についての基本的事項という別紙があるんですけど、個人情報に関して文言がないような仕様書もありますので、個人情報保護条例もできておりますので、きちっと文言の中に明記していただければと思います。今見た中では、大佐野スポーツ公園、いきいき情報センターにはそういう文言がちょっと見当たらなかったような気がしたんですけども、そのことについて何かご回答いただければよろしくお願い致します。

○委員長（武藤哲志委員） 地域振興課長。

○地域振興課長（大藪勝一） 仕様書の中に個人情報保護に関しての規定も設けた形でやっていきたいと思います。

○委員長（武藤哲志委員） 他に委員から。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 何度も私申してきたんですが、太宰府市文化ふれあい館のパソコンの件ですが、これは地元でアンビシャス広場というのをやっているんですが夏の暑いときなんかでも子供は元気に外で遊んで欲しいわけなんですけど、結構長い間、パソコンに向かってですね、4、5人、長い時間ゲーム等をやっているようなのを見まして、必要なかなというのがありまして、地元でもああいうのは必要じゃないという声が多いわけなんです。今後指定管理者としてもマックが2台で、あとウィンドウズ関係が2台ですかね。せめて台数を減らしてもいいんじゃないかと、経費節減にもなりますし、その辺どうお考えでしょうか。

○委員長（武藤哲志委員） 文化財課長。

○文化財課長（齊藤廣之） 状況を再度確認させていただきまして、文化ふれあい館ならびに地域振興課とも協議をさせていただきたいと思います。以上です。

○委員長（武藤哲志委員） ほかに委員から。

それでは質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第6号、太宰府市体育センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 賛成の立場で討論いたします。昨年、使用料の減免措置の全面廃止ということを受けまして、体育協会が中心となりまして署名活動を行いました。その結果、1万6,000名を超える大変な量の署名をいただきました。昨年、市長、教育長ご臨席の中で手渡して、ぜひとも再考をお願いしますということでしたけども、予定通りといいますか、減免の措置は廃止されました。一部少年スポーツにつきましては配慮いただきまして大変感謝しておりますけども、今後の指定管理者制度の中の収入の中で、先ほど橋本議員の質問にもありましたが、増収というのは減免措置の廃止によるものが多いという説明をいただきましたの

で、ぜひともこの重みを感じていただいて、今後の報告に関しましては、細かいそういった収支の報告等をしていただきたいということを申し述べまして賛成とします。

○委員長（武藤哲志委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 私も賛成の立場で討論させていただきますけども、今回の審議の中でも質問数多く出ておりましたが、2年後にできるだけ公募に切り替えていって、指定管理者を募っていきたいという考えをお伺いしましたので、特に財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団のあり方、これをきちんと整理をしておかないと、実際に公募にかけようとするときに、現状のまま職員がそこに残ったままということでは、非常に不公平な形での公募にならざるを得ないと思います。ですから、この2年間の間に今までも再三、議会の方からも申し入れをしておりますけども、きちんと整理されますように強く要望いたしまして賛成といたします。

○委員長（武藤哲志委員） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号を可決することに賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって議案第6号につきましては、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成6名、反対0名 午前11時38分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（武藤哲志委員） 次に議案第7号、太宰府市立少年スポーツ公園の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号を可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって議案第7号につきましては、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成6名、反対0名 午前11時39分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（武藤哲志委員） 次に、議案第8号、太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号を可決することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手です。

したがって、議案第8号につきましては、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成6名、反対0名 午前11時39分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(武藤哲志委員) 次に、議案第9号、太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号を可決することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手です。

したがって、議案第9号につきましては、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成6名、反対0名 午前11時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(武藤哲志委員) 次に、議案第10号、太宰府市民図書館の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号を可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手です。

したがって、議案第10号につきましては、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成6名、反対0名 午前11時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(武藤哲志委員) 次に、議案第11号、太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号を可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手です。

したがって、議案第11号につきましては、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成 6 名、反対 0 名 午前11時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（武藤哲志委員） 次に議案第12号、大宰府展示館の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

片井委員。

○委員（片井智鶴枝委員） 賛成の立場から討論いたします。これは、他の 6 議案に関連することですけれども、この指定管理者制度に変わることにより、公の施設の設置目的から外れることのないようにこの指定管理者が使用料収入だけを追うことないよう市が指導監督並びにリーダーシップを発揮されて市民の使いやすい公共施設のあり方を今後も十分に指導監督していただきたいと要望しまして賛成といたします。

○委員長（武藤哲志委員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号を可決することに、賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第12号につきましては、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成 6 名、反対 0 名 午前11時41分〉

午前11時42分 休 憩

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時00分 再 開

日程第 8 議案第 2 1 号 太宰府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について

○委員長（武藤哲志委員） 日程第 8、議案第21号「太宰府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について」を議題とします。執行部の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松島健二） 議案第 21 号太宰府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について説明申し上げます。まず、条例制定の経過を説明させていただきたいと思えます。武力事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法といわれているものでございますが、これが平成 16 年 9 月 17 日に施行されております。この国民保護法は武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、国、地方公共団体、指定公共機関等の責務をはじめ、住民の避

難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置等について定めることにより、国全体として万全の体制を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的として制定されております。この国民保護法第 25 条の規定によりまして、内閣総理大臣は都道府県、国民対策本部を設置すべき都道府県及び市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定については、閣議の決定を求め、閣議の決定があったときは総務大臣を経由して指定を受けた都道府県の知事および市町村の長に通知し、これを告示するようになっております。この通知を受けまして同法第 35 条第 1 項に基づく市町村の保護に関する計画で定めるところにより市町村国民保護対策本部を設置しなければならないとされており、この対策本部の所掌事務についても規定をされておるところでございます。また同法において市町村対策本部の組織、対策本部長の権限などが規定されているわけでございますが、市町村対策本部に関し必要な事項については市町村の条例で定めると規定されておりますので、今回太宰府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定を提案させていただくものでございます。それでは条例案についての説明をさせていただきます議案書 45 ページです。第 1 条ではこの条例の趣旨を規定いたしておりまして、何に基づいて条例を制定するか等規定いたしておるところでございます。次に第 2 条でございますが、市国民対策本部の組織について規定をいたしておりまして、本部長は国民保護法第 28 条第 2 項の規定によりまして、市長をもって充てるとされております。委員につきましても同条の第 4 項に規定によりまして、助役、収入役、教育長、太宰府市の区域を管轄する消防長、それと市長が市職員の中から任命するものを予定いたしておるところでございます。現在予定といたしましては 18 名プラス事務局と考えておるところでございます。なお、副本部長については 5 項の規定によりまして市長が指名をするものといたしておるところでございます。次に第 3 条でございますが、1 項では会議の招集を、第 2 項では出席を求めた者に対して意見を求めることができる旨の規定を行っておるところでございます。つぎに第 4 条でございますが、4 条では市国民対策本部に部を置くことができる旨を設け、部の運営について規定をいたしておるところでございます。次に第 5 条では現地対策本部の設置や組織について規定をいたしております。第 6 条では委任規定を設けております。第 7 条では重要になりますが、第 2 条から第 6 条までの規定を太宰府市緊急対処事態対策本部について準用する旨の規定を行っておるところでございます。この条例は公布の日から施行することといたしております。説明は以上で終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（武藤哲志委員） 本案についての補足説明は終わりました。議案第 21 号についての質疑を行います。質疑を許可します。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 第 4 条の部を置く事ができるというのは具体的に、部というのは何かを協議検討するということなんでしょうか。

○委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

○総務課長（松島健二） 想定といたしましては、災害等が起こったときに市の方で防災会議を設けております。その中で、いろんな論議をしてるわけでございますが、いざ災害が起こったときは市の対策本部を立ち上げるようにいたしております。その中で本部班でありますとか、情報収発班、それから広報班、これらを9班設けております。それと同じような意味合いの中で、この部を設けるというふうにいたしているところでございます。ですから、市の災害対策本部、災害が起こったときと同じような形で、今回のこの対策本部についても、部を設けるということにいたしております。

○委員長（武藤哲志委員） 武力攻撃事態法と行政の災害と切り放さないと、国が出してきた内容で例規集を見ると、武力攻撃事態法第2条とかね、いろんな部分であらゆる機関までとかあるんだけど、問題は武力攻撃事態という問題を想定してどう対応するかということで、質問があったように、次の協議会の条例の関係もあるけど、国の作った内容の意味もあるんだろうけど、最終的には太宰府市として武力攻撃事態の時にどうするのか、今日のテレビか新聞にも出てましたけども、児童生徒が訓練をしてるとかが今日の西日本新聞に大きく載っていたのかな。どういうふう以太宰府市でこういう条例を作った後に対応するのか。その辺を考えられておれば、報告いただけませんか。

総務課長。

○総務課長（松島健二） この対策本部につきましては所掌といたしまして、住民の避難及び住民が避難したときの措置、そういうときの対応をどのようにしたらよいかということについて協議をするような部分があるかと思います。そういった時を考えますとどうしても市の先ほど申しましたその対策本部の組織、これを活用し、なおかつ整合を持たせることが一番、この場合においても適切であるという考えのもとに、先ほど話しましたようなことで考えておるところでございます。

○委員長（武藤哲志委員） 法律の内容見るとね、日米ガイドラインに基づく自衛隊と米軍との協力体制だとか、これからテロ対策だとか、こういう状況での国会での内容になってるんだけど、今説明いただいているのは、災害とかそういう状況にどう対応するかということで、ちょっと違いがあるような感じがするんだけど、今日の西日本新聞ではテロが上陸する可能性があるということで避難訓練をしたということが報道されておったようですけど、国からこういう法律を作れと、条例を作れという指示のもとやられてると思うんだけど、法律の内容についてはだいたい全部どこの自治体も同じですか。

総務課長。

○総務課長（松島健二） 県を通じまして準則なるものが出されております。それに沿いまして、条例の制定の案を作っておるという状況でございます。したがって、ほとんどの都道府県、市町村においても同じような条文になっておるというふうに思っております。

○委員長（武藤哲志委員） 想定として、国から武力攻撃で来たとき、地方自治体は協力義務とあらゆる土地収用法とか、そういう関連法令とかあるんだけど、そこまでは具体的に説明は受け

てない。

総務課長。

○総務課長（松島健二） 国、県を通じまして、莫大な量の資料は届いておりますが、全部が全部読みきってはおりません。今回はこの条例の制定に必要な部分そういった部分については、熟知しておるつもりでございます。

○委員長（武藤哲志委員） 委員の皆さん、出されてる内容を見るとわからないけど、大変な内容になっておりまして、報道機関からあらゆる部分がそれに対応するという内容になっております。これで見ると、あんまりよくわからないですが、皆さんの方で担当部もなかなか困ると思うのですが、何かありましたら出してみてください。

片井委員。

○委員（片井智鶴枝委員） 初歩的な質問なんですけども、総務課長から説明がありましたように、国の法律ができて、地方自治体がこういう条例を制定しなくちゃいけないということで、なかなか自治体、市町村の裁量というのは効かないと思うんですけども、こういうふうな国から条例を制定しなさいというような告示というか公示があつて、どのくらいの期間、猶予があるのか、これに関しては、いつ通達が来て、いつまでに作りなさいとなったのか、その辺をお聞かせください。

○委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

○総務課長（松島健二） いわゆるこの国民保護法でございますが、これは平成16年9月の17日施行になっております。これに基づきまして、県が平成17年度に同じような対策本部の設置条例を上程し、可決されて設置をいたしております。したがいまして市町村におきましては、平成18年度に市町村国民保護計画を作成するために今回のこの条例の制定をお願いしておりますのでございます。

○委員長（武藤哲志委員） 委員から質疑はありませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 今の答弁の中に国民保護計画を作成するためにこの本部を設置する。というふうに聞こえたんですけども。

○委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

○総務課長（松島健二） すいません。後で出てきます保護協議会の分での話して、2つの対策本部の条例と保護協議会条例、2つの条例をミックスしたような形での話をしましたのでちょっと誤解があったかと思いますが、市町村の国民保護計画につきましてはこの対策本部ということではなくて、次の条例に出てきます国民保護協議会の中に諮問をし、答申をもらって作成をするという形になります。失礼しました。

○委員長（武藤哲志委員） しかしあつてはならないと思うんですけども、原子力発電所のある玄海町にミサイルが撃ち込まれたとか。春日市には航空自衛隊のミサイル施設もあるんだけど、そこに攻撃を受けたとか、こういう攻撃を想定して武力攻撃事態法と、国としては、向こうから

発射してくるミサイルを海上で落とすような攻撃されたときの対処法という、そういうもの大変条例上は短い。だけでも関係法令だけでも200位あるんですよね。そういう県から説明を受けなかったんですか。

総務課長。

○総務課長（松島健二） 関係法令の説明については受けておりませんが、このような背景の中で、こういう法律、まず平成15年にいわゆる事態対処法というものができております。それと、あいまって、昨年、平成16年にこの国民保護法というものができておると、これに関連して6法案というのが制定されているということは聞き及んでおります。

○委員長（武藤哲志委員） ちょっと資料がないからね。審議はしにくいと思うんだけど。
門田委員。

○委員（門田直樹委員） 隣のノムヒョン大統領ですか、北朝鮮のミサイルは日本を向いているから別に問題はないとか発言されたりとかですね。その他テロに関しまして、本当にたくさん大変なテロ行為があっています。また、拉致問題これもちつとも解決してません。それで日本が攻撃の対象となっていることは明らかで、こういうふうな対応というのは絶対に必要だと、自治体がバラバラにやるのも問題だし、国の方でリーダー的な指導されたんだというふうに思います。まさに、これ大事な市長以下全職員我々もみんなで考え取り組んでいかないかんことだと思います。また北の政権がもし崩壊したときの難民とか、その他ですね。まあ、当然、緊急事態ですから、いろいろと権利の制限はあるかと思いますが、まずは、その生命と財産を守る、そして被害を最小限にするということで、ぜひとも必要な条例だと私は思います。

○委員長（武藤哲志委員） ほかに委員から。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですから。

質疑を終わりますがいいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第21号に対しての討論はありませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） この議案第21号、22号にも係りますけども賛成の立場から討論をいたします。私はこの法令そのものには反対をしておりますけども、実際に法が制定されまして、万一、そういう緊急事態が起こった場合に自治体の方で全くそういったことがない場合あるいはある場合を想定した場合に、この措置としては法が制定された以上やむを得ないかなということで賛成ということにしたいと思います。以上です。

○委員長（武藤哲志委員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで討論終わります。

採決を行います。

議案第21号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手です。

したがって、議案第21号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午後1時20分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第22号 太宰府市国民保護協議会条例の制定について

○委員長（武藤哲志委員） 次に日程第9、議案第22号「太宰府市国民保護協議会条例の制定について」を議題とします。執行部の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松島健二） 議案第22号太宰府市国民保護協議会条例の制定について説明させていただきます。いわゆる国民保護法第34条で都道府県の国民保護に関する計画の作成を、また第35条で市町村の国民保護に関する計画の作成が義務づけられているところでございます。このような状況のもとで、福岡県におきましては平成18年1月に福岡県国民保護計画が作成されており、本市におきましても、平成18年度に福岡県国民保護計画に基づきまして、また他市町村の計画との整合性を図りながら、太宰府市国民保護計画を作成しなければならないようになっております。なお、この国民保護計画を作成し、また変更する場合にはあらかじめ市町村国民保護協議会に諮問するようになっておりますので、今回太宰府市国民保護協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるため条例の制定を提案させていただくものであります。

それでは情報について説明をさせていただきます。48ページをお願いいたします。第1条ではこの趣旨を規定していたしておりまして、根拠の法律を上げているところでございます。第2項でございますが、第1項で協議会の委員定数を25名以内とし、国民保護法第40条第4項に基づく委員を予定しておるところでございます。この人数といたしましては現時点におきましては、25名を考えておるところでございます。次に第2項でございますが保護法第40条の第6項の規定によりまして専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができるとされているため、これを受けまして、専門委員を置いた場合の専門委員の任期を規定いたしておるところでございます。これにつきましては本会議の質疑の中で出されておりまして、一応答えといたしましては時点では考えておりません。次に第3条でございますが、これにつきましては会長の職務代理について規定をいたしているところでございます。なお、会長につきましては、国民保護法第40条の第2項の規定によりまして市長となっておるところでございます。第4条では協議会の会議について規定をいたしております。第1項で会議を招集、第2項で会議開催の要件、第3項で議事の評決方法を規定いたしておるところでございます。次に第5条でございますが協議会に幹事を置いた場合のことを規定いたしております。第1項で幹事を置くことができる旨を、第2項で幹事については協議会委員の属する機関の職員から市長が任命または

委嘱することといたしております。第3項で幹事は協議会の所掌事務について委員等を補佐する旨の規定を行っておるところでございます。次に第6条でございますが、協議会に部会をおくことができる旨、そして部会の運営方法について規定をいたしておるところでございます。49ページになりますが庶務でございます。第7条ではこの協議会の庶務について、総務部総務課において処理をする旨の規定をいたしております。第8条では委任規定を設けております。この条例につきましては、公布の日から施行するということにいたしております。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（武藤哲志委員） 補足説明が終わりました。議案第22号についての質疑がありましたら許可します。

橋本委員。

○委員（橋本健委員） 第2条の協議会の委員定数25名と、いま説明を受けましたけども、だいたい構成メンバーとしてどういった方を予定されているのかお聞かせ願いたいのと、第4条の会議について、会長が招集し開催するというふうにうたっていますが、年何回ぐらい開催されるのかお願いいたします。

○委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

○総務課長（松島健二） 1点目の構成メンバーについてでございますが、法律の中では1号委員から8号委員までと規定されておまして、総数といたしまして25名以内というふうに規定をさせて頂いております。内訳でございますが、まず太宰府市の区域を管轄する指定地方行政機関の職員、国の出先になろうかと思いますが、国土交通事務所、そういったところでございます。2号委員といたしましては自衛隊に所属するもの。第3号委員といたしましては福岡県の職員。第4号委員は太宰府市の助役。第5号委員といたしましては市の教育長。それと、消防本部がある市町村においては消防長。第6号委員といたしましては太宰府市の職員。第7号委員でございますが、これは市の区域において業務を行う指定公共機関として指定公共機関の役員もしくは職員となっております。平たく言いますと、筑紫ガスでありますとか、九州電力、NTT、そういったところの機関が該当すると思われます。第8号委員でございますが、これは見識者という形になっております。以上が内訳でございます。そして開催予定でございますが、現実的には年に3回、平成18年度は3回を予定いたしております。以上でございます。

○委員長（武藤哲志委員） 警察、消防は何号委員。

総務課長。

○総務課長（松島健二） 警察でございますが、警察につきましては、県の職員のという位置づけで3号委員。それと消防長は5号委員でございます。

○委員長（武藤哲志委員） 自衛隊は。

総務課長。

○総務課長（松島健二） 自衛隊は、2号委員でございます。

○委員長（武藤哲志委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 今の橋本議員の質問で年3回ということだったんですが、これによって、太宰府市の国民保護計画を策定することになると思うんですが。具体的に国民保護計画の内容や、あるいは拘束力、そういったものが発生するのかどうか内容がわかれば内容。その計画の中で盛り込まれた内容によって市民を一定拘束するようなことが盛り込まれる可能性があるのかどうかお答えください。

○委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

○総務課長（松島健二） 市の国民保護計画でございますが、おおまかに申し上げますが、平素からの備えや予防という分類ですね、それと武力攻撃事態等への対処、そして復旧、何か起こったときの復旧、そういったものが国民保護計画の中で盛り込まれるようにという達しがあっております。それと市民の拘束でございますが、この法律の中ではいろんな制約がございますが、基本的には憲法で保障します基本的人権、そういったものが当然遵守されなければいけないとなっております。ですから最終的にはこういう形でお願いというのはいたしますが、それに従わないというのは最終的な個人の判断になってこようかと思います。以上でございます。

○委員長（武藤哲志委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 太宰府市の国民保護計画はいつまでに策定されるご予定ですか。

○委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

○総務課長（松島健二） 平成18年度末をめどにいたしております。

○委員長（武藤哲志委員） ほかに委員から。

備蓄という問題が出てきてるんだけど、武力攻撃を受けた場合について対処しなければいけないとか備蓄という問題があるんですが、備蓄問題まで含めて協議会では審議を行うんですか。

総務課長。

○総務課長（松島健二） 一応そのような形になってこようかと思います。

○委員長（武藤哲志委員） 備蓄はどういう部分を備蓄というふうにいうのか。災害のための備蓄と武力攻撃の備蓄というのは食料とかそういう問題にも医薬品とか、何か幅広くなってくるんだけど、災害のための防災備蓄ならば悪くはないけれども武力攻撃によって生活が成り立たないときに、米とか、そういう食料品、乾パンとか、地震と同じような形で備蓄をなさいたいというのは、そういう予算措置まで考えなければいけないということになるんですか。

総務課長。

○総務課長（松島健二） 武力攻撃というのが、どの程度か、どういうふうになるのかといった部分がはっきりわからない部分、不透明な部分がございます。私どもで国民保護計画を作る段階におきましては、事の大きさから判断できない部分がありますが、基本的に市の方で災害が起こった、それに対してどのように対処するのかその辺をどうするのか、食料品をどうするのかといったところでというふうに現時点では考えております。

○委員長（武藤哲志委員） ほかに委員から。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第22号に対して討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第22号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午後1時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第24号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

○委員長（武藤哲志委員） 日程第10、議案第24号「特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。執行部の補足説明を求めます。

行政経営課長。

○行政経営課長（宮原仁） 議案第24号特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてでございます。条文の中に誤字がございましたのでその整理をするものと、それと平成18年4月1日付で実施いたします行政機構の一部見直しによりまして、所管課が総務部行政経営課から総務部総務課に変わりますので、その分を改めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（武藤哲志委員） 説明は終わりました。議案第24号につきまして質疑はありませんか。片井委員。

○委員（片井智鶴枝委員） すいません。これは条例の一部を改正する条例案で、それにちょっと関連するんですけども、特別職報酬等審議会が開催された直近の年、それと今年度特別職報酬等審議会が開催される予定があるかどうか、その2点をお尋ねいたします。

○委員長（武藤哲志委員） 行政経営課長。

○行政経営課長（宮原仁） 特別職報酬等審議会につきましては、平成10年に審議会を開催いたしております。それと今後の審議会の開催でございますが社会情勢それから給与の関係で、全体的な部分を視野に入れながら、そういう時期がきましたら今までもそうでしたけど、報酬等審議会の開催のための補正を組んできた状況がございます。そういう状況になりましたら、また、補正ということで、議会の方には提案していきたいと思っております。

○委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

○委員（片井智鶴枝委員） これ近隣の市町村では特別職報酬等審議会はもうすでに数回は開催さ

れているところもあります。平成10年から平成18年までの市の財政状況を考えたら、やはりすでにそれは当然こういう審議会は開催するまでに現状はなっていると思いますので、そこらへんはぜひ検討というのか要望としてお願いいたします。

○委員長（武藤哲志委員） 今度も筑紫野市は市長が財政が厳しいからということで、職員の給与の減額という形で提案してきていますね。だからそういう報酬審議会あたりに提案をして、職員給与を引き下げることにについて、太宰府市は8年近くも開いてないし、直近では前原市が開いているようですが、こういう委員会には、四役が出てこないからわからないけど、全く今のところ、開く考え方は全くないんじゃないですか。

総務部長。

○総務部長（平島鉄信） トップの考え方としましては、四役の報酬の決め方というのが部長で最高の給料との間差によって今まで決められております。その差が平成10年から職員も上がったたり下ったりという形で、合計しますと若干下がっているのかなという気がしますが。今回大幅に下がるという形に、この条例が通ればなります。そういうことも勘案しながら決めていきたいというふうな考え方を持ってあるようであります。今回4.8%下げるといような説明を後からいたしますけども、現給保障という期間が若干ございまして、一気に下がらないということです、それを適合した場合に、最高号級者の職員の給与と収入役の報酬の間差辺りを見ながらやるといような考え方をお持ちであるようでありますので、その見極めをしながら提案をしていきたいと、そういうふうに考えられておるようでございます。

○委員長（武藤哲志委員） 今、部長がいったように最高給与としては46万円が公務員給与として最高額になるとね、市長、助役、収入役等との差が相当出てくると思うんだけど、その辺太宰府市としては報酬等審議会のどうするのかという問題が出てくる。四役を引き下げるとか、46万円ということになってくると、あなた方年間270日は拘束され、しかも今度は30分の休憩時間もなくなる。5時半まで勤務しないといけなくなるよね、法律上は。地方公務員はしなくていいわけ。そうすると、30分の休憩時間はなくなって、勤務時間は5時半までになるわ、長時間働いても46万円になってくるとね、私ども44万円というように形であまりにもね、あんまり仕事せんのに。そうすると四役とか議員とか下げんことには申し訳ないと思うんだけど、だからそういう問題が出てくるじゃないですか。

総務部長。

○総務部長（平島鉄信） ですから、片井議員さんが言われるように、この辺は市長と助役も注視してある。知らんよじゃなくて、どういうふうな引き下げで、どういうふうな傾向になるということ十分に考慮してあるということでございます。

○委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

○委員（片井智鶴枝委員） これは、市長ではないので、総務部長もお答えにくいと思いますが、もう注視する段階は過ぎて、すでにこれは近隣を見ましたらほとんどここ何年の間に何回も下げてるところもあるんですよ。額はそれほど多くありませんけども、それは市民感情からして

も、また、職員の士気の低下にも絶対影響しますので、そのあたりは総務部長は市長ではないのでお答えにくいと思いますけど。そういうことをきちんと執行部の方から言うのかどうかわかりませんが。そういう意見があったことを是非伝えていただきたいと思います。

○委員長（武藤哲志委員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第24号に対して、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで討論を終わります。

採決を行います。議案第24号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

全員挙手です。

したがって、議案第24号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午後1時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議案第25号「太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について」

○委員長（武藤哲志委員） 日程第11、議案第25号「太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について」を議題とします。まず、執行部の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松島健二） 太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。新旧対照表の方でご説明をさせていただきたいと思います。2ページ以降を開き願いたいと思います。まず改正でございますが第2条の情報の定義についてでございます。これにつきましては情報公開法ならびに近隣市の条例におきましては、2行目になりますが電磁的記録というのがございます。この電磁的記録について、ここに書いておりますように電子的方式、磁気的方式、その他、知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいうというのがございます。こういう言い方が現在一般的であるということに鑑みまして、この条例の改正を行うものでございます。次に第3号でございますが、これにつきましては先ほど改正しました第2号の改正に関連して改正を行います。次に第6条でございます。この改正につきましては手続きの厳正を期すためにすでに実務上では行っておりますが、個人情報保護条例との整合を図るうえでも明文化することが適切であるということで、個人情報保護条例の第13条に合わせて改正を行うものでございます。次に第7条でございます。4ページになります。ここでは公開の決定までの日数について個人情報保護条例との整合を図るものでございまして、第1項の改正につきましては、補正に用した日数を算入しないこと、これが個人情報保護条例の第17条に合わせた改正を行うということでございます。次に2項でございますが、期間の延長につきましては現在、受理をした日から起算して15日、やむを得ない事由があ

るときにつきましては受理した日から起算して30日を限度として延長することになっております。実質延長できる期間につきましては15日ということになりますが、個人情報保護条例では規定する期間を30日に限り延長するということにしております。したがって延長できる限度は30日であることから、個人情報保護条例第17条と合わせて改正を行うという形を取らせていただいております。このことにつきましては当然正当な理由がないのに決定を遅らせるということは許されませんので、今後とも速やかな処理が必要であるというふうには考えております。次に第7条の4項の改正でございます。これにつきましては今回の情報公開条例改正で第8条に存否応答拒否に関する1条を加えたことから改正を行うものでございます。次に第8条でございますが情報の存否応答拒否につきましては情報公開法でありますとか、近隣市町の条例におきまして規定をされておりました、そのことが適切であると思われることから今回個人情報保護条例との整合を図り第8条として追加をさせていただいているところでございます。次に第12条でございますが、これにつきましては第三者に対する意見書提出の機会の付与について情報公開法とか先程言いました近隣市町の条例において規定がされております。したがって第7条第5項で第三者に配慮する旨の規定は現在あります。しかしながら内容的に不十分であることから、同項を削除しまして個人情報保護条例との整合を図る為、新たに第12条として追加をさせていただくものであります。第13条以降につきましては先程の条文追加がございましたので条文の繰り下げという形をとっております。以上で情報公開条例の一部改正の説明につきましては終わらせていただきます。

○委員長（武藤哲志委員） 補足説明が終わりました。議案第25号について質疑がありましたら許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは委員からありませんので、ちょっと補足説明頂きたいんですが、個人情報保護条例というのが最優先をされて、この個人情報保護条例いい面もあれば悪い面も出てきているという状況なんですね。で個人情報保護条例が優先をするのか、情報公開が優先するのかという問題が出てくる場合があるかと思うんですが。私どもこれを作るときに全国でも太宰府市の情報公開条例は全国に誇れるものだ、全国どこからでも太宰府市の情報を得ることができると、特に持っている情報としては文化財関係だとか様々な市史の関係もありますし、そういう形でこの情報公開条例というのは大変時間をかけて作った経過があって、誰でもがというふうになるんですが、さっき総務課長が言いましたように、個人情報保護条例が最優先してきてるんですよ。その関わり関係では別に問題ありませんか。

総務課長。

○総務課長（松島健二） 最優先ということではなくて、個人情報保護条例は昨年4月1日に施行いたしております。情報公開条例につきましては平成9年に制定をいたし、平成15年に改正を行っております。そういったことから今回提案をさせていただく分については優先とかという部分の中ではなくて条文の整合してない部分等がございましたので、それに合わせたような

形で今回訂正のお願いをさせていただいているということでございます。

○委員長（武藤哲志委員） 今、太宰府市のホームページをみると、入札結果なんか具体的に、インターネット上で出てますから、どういう公共工事がなされているとか、いろいろどこの自治体もそうですけど特別に情報公開としての申請があった場合、事務報告書を見たらあまり件数としては上がってないんですけど、こういう形での改正を必要とするということになると思いますが委員の方から質疑はありませんか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 公開の手続きと関係するんですが、非常にホームページの方が、今委員長もおっしゃってましたけども、大変充実してきて私も利用してるんですがメールの対応です、メールでいろんな要望とかしても反映されたのかされてないのか、まず返事がこないし、ウェブサイトを通した担当者はたぶんおられると思うんですが、おそらく仕事の合間に見ているくらいだろうと思うんですけど、できたら、その中で答えた方がいいようなものがあつたらメールでやりとりできたらなあなんて思うわけですよ。正式の手続きしなくてもホームページには出てないのだけど、こういったものちょっと手に入らないかといったもので、ここで聞いたものかわかりませんが、その辺のホームページ上での話ですけど。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（和田有司） 今お尋ねの分は市へのメールということでのお尋ねだと思います。私どもの方で市へのメールはチェックをしております。市に来ましたものにつきましてはそれぞれの担当課の方に振り分けて、回答をしていただくように対応をいたしております。以上です。

○委員長（武藤哲志委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） ホームページ上で市政だよりとか議会だよりとか、あるいは議事録とかにファイル名をPDFにつけてあるんですけど、これが統一されていないような感じでですね、統一性がないんですよ。こちらでダウンロードして名前を書いて保存すればいいことだけど、どれが最新かというか、公開されている部分でなるべく触らないで保存したいんで、1回そういうふうなことをメールで連絡したことありましたが、回答はなかったし、その反映もされなかったからちょっとそのことを聞いてみました。わかりました。

○委員長（武藤哲志委員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第25号に対して、討論はありませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 賛成の立場から要望を2ついたしましたし、討論したいと思います。今回の改正につきまして、まず1点目は、受理した日から起算して15日以内に情報公開をするかど

うかを決定するということですが、私も何人か知ってる方はぎりぎりまで返事が来ないというケースが多いんですけども、できるだけ積極的に情報公開をしたいという意思を表明するためにも、ここはできるだけ早くやっていただきたいということと、それからそれにも関連しますが第8条の情報の存否のところなのですが、これは合議によって最終的には決定されることかと思いますが、この件にもかかわってきますがその合議の際にもできるだけ積極的に情報を公開するという市の姿勢を忘れずにこの条例を遵守していただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（武藤哲志委員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで討論も終わります。

採決を行います。

議案第25号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって議案第25号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午後1時53分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第26号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」

○委員長（武藤哲志委員） 日程第12、議案第26号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。59ページ、60ページです。

それでは執行部の補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（井上義昭） 議案第26号、太宰府市住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申しあげます。今回の改正につきましては土地地区画整理法および公営住宅法施行令の改正に伴いまして、条例の条文の整理をするものでございます。内容につきましては新旧対照表8ページをお開きいただきたいと思います。まず8ページの中の第3条でございますが、これは土地地区画整理法の改正に伴いまして、項の繰り下げが行われておりまして、それを受けて、条例の関係部分の項の繰り下げを行ったものでございます。つぎに第5条でございますが身体障害者というくだりの部分を障害者というふうに改めております。これは公営住宅法施行令の改正に伴いまして、入居資格が拡大されたものでございまして、従来までは身体障害者のみということでございましたが、今回の公営住宅法の改正によりまして、障害者基本法に基づく障害者というふうに改正がなされております。その関係で条例におきましてはそれを総称いたしまして障害者というふうに置き換えておるものでございます。第3項につきましても同様でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。以上

です。

○委員長（武藤哲志委員） 今、財政課長から区画整理事業地内の入居については公募を行わずに入居させることができるということと、身体障害者を障害者に名称を変更という内容です。

それでは議案第26号につきまして質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第26号に対して、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで討論を終わります。採決を行います。

議案第26号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第26号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午後1時55分〉

午後1時55分 休憩

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時10分 再開

### 日程第13 議案第27号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

○委員長（武藤哲志委員） それでは、総務文教常任委員会を再開します。

日程第13、議案第27号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。議案書61ページ、62ページです。なお、これに対する資料の提出をお願いいたしておりました。資料の提出がなされております。この資料の説明も含めてですが、執行部の補足説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（古野洋敏） 議案第27号、太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、資料をもとにご説明させていただきます。国民健康保険税（介護保険分）の改正についての資料ですけど、まず最初にですね、国民健康保険と介護保険についてご説明させていただきます。まず国民健康保険の中に通常いう医療保険部分と介護保険部分、医療保険部分は国民健康保険加入者全員ですけど、介護保険部分、第2号被保険者（40歳から64歳）ですけど、これは国民健康保険の中に入っております。適用条例は国民健康保険税条例でございます。国民健康保険の医療保険部分につきましては今回据え置きという状況でございます。介護保険部分につきましては今日ご提案している状況でございます。また介護保険につきましては保険区分介護保険で対象者が第1号被保険者65歳以上、これは介護保険条例でこの件につきましても平成18年4月改正で提案、これはすこやか長寿課が担当課でございます。議案第34号として今議会

で提案されている状況でございます。

続きまして介護保険分の現状と課題ということでご説明申し上げます。中段にありますけども介護納付金の第2号被保険者の一人当たり負担額は全国一律で決定されているところであります。平成12年度開始当初は一人当たり2万8,915円であったものが、平成18年度は4万7,700円となり約65%、1万8,785円の大幅な増加となっておりますところでございます。下の表見てもらえれば分かると思いますけど平成12年度から平成14年度は黒字の状況でございます。平成15年度は600万円、平成16年度は4,700万円、平成17年度これは見込みですけど7,200万円の赤字が予測されております。平成18年度、19年度、20年度と予測いたしますと、7,800万円、8,300万円、9,000万円という形の赤字が予測されております。これまでは医療保険分から補てんして赤字を補っていた状況でございます。続きまして改正の内容と収入状況でございますけど、現状の0.7%を1.3%に、所得割ですけど0.7%を1.3%に。均等割額の現状8,500円を1万5,000円にそれぞれ改正するものでございます。今回の改正案でいきまして平成18年度、19年度、20年度の3年間見てもまだ赤字の状況でございます。現実的にこの独立採算制ですけど、これを維持し赤字をなくすためには1.6%と2万円という形の相当大幅な増となりますので今回は1.3%と1万5,000円という形で提案させていただいているところでございます。

次に、介護納付金の一人当たりの収入状況ということで、第2号被保険者が平成16年度が6,566人、平成17年度2月末現在で若干減ってますけど6,485人で収入の状況といたしましては計といたしまして、平成16年度3万3,311円。平成17年度3万4,976円。支出といたしましては一人当たり納付金が平成16年度が4万1,665円、平成17年度が4万5,054円という形になっていくところです。下の方に一人当たりの不足額を掲げています。次に5番目ですけど一人当たりの平均課税額、これは収入状況によって違いますけど、平均いたしますと現行の0.7%8,500円でいきますと一人当たりの賦課額が年額1万2,556円月額で1,046円、改正案の1.3%1万5,000円でいきますと、一人当たりの賦課額は年額2万1,269円月額1,772円という形になります。6番目に平成18年度国民健康保険税率の一覧表ということで、網掛けしているところが各市町村の平成18年3月8日現在ですけど、議会に提案中の税率でございます。ちなみに太宰府市では介護保険の今回提案している部分だけでございます。筑紫野市が医療と介護、小郡市についても医療と介護、前原市についても医療と介護という形でカッコ書き、下の数字が改正前で上の数字が今回提案予定されている部分でございます。

以上で説明を終わりたいと思います。

○委員長（武藤哲志委員） 説明は終わりました。大変わかりやすい資料もいただいておりますが、裏面の網掛けした部分で言いますと前原市が医療分所得割では9.7%、介護分では1.6%という高い部分、しかし均等割額については4,800円を8,000円という状況になっているようです。隣の大野城市は医療分所得割が7.5%で均等割、平等割も介護保険料もこの周辺では大野城市が一番安いという状況ですが、先ほど表の部分で平成15年度から太宰府市は介護保険については単年度で600万円から9,000万円近くの各年度で赤字が出てきていると、一番下に平成

18年度、19年度、20年度の差し引き赤字が報告されています。まずこれはもう少し税務課長、これは保険料率を介護保険料として、ちょっと私もわからない点がありますので、ひとつは介護保険料の徴収方法について、もう少し説明いただけませんか。税務課としても社会保険があったり、医療の共済だったり、国民年金受給者であったりいろいろするわけですが、介護保険料については太宰府市で国民健康保険の納付の部分に介護保険料を入れるということはあるわけですから、徴収については全部、年金受給者についてはこういうばらばらでも・・・徴収方法をもう少しちょっと説明いただけませんか。

税務課長。

○税務課長（古野洋敏） その辺具体的な部分は国保年金課長の木村の方から説明させていただきたいと思います。

○委員長（武藤哲志委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 介護給付日納付金のしくみについて簡単にご説明したいと思います。まず介護保険の事業がございます。これはすこやか長寿課が介護サービスとして行っている事業です。それにかかる費用、事業費の18%は65歳以上の被保険者の年金から、天引きする保険料で費用を賄い、あと50%は都道府県なり国なり公費の補助金で賄います。それと、残りの32%を40歳から64歳までの全現役世代の国民が賄うと、40歳から64歳までの負担は医療保険、各被保険者が加入している医療保険に上乗せして介護保険料を納めるという形になっています。ですから公務員であれば共済組合の健康保険の負担金に上乗せして介護保険料が引かれていますし、厚生年金であれば社会保険料と一緒に引かれていますし、国民健康保険の医療保険に加入している皆さんは国民健康保険税に上乗せして介護保険料を納めるという仕組みになっています。基本的に一人平成18年度でいえば4万7,700円納めてくださいというふうになっていますので、その4万7,700円を国民健康保険全体として、被保険者でかけたものを納めるというふうになるんですが、その率につきましては各国民健康保険の被保険者、市町村ごとに今ご覧になっていますようにばらばらの率になっています。大体以上のようなようですがよろしいでしょうか。

○委員長（武藤哲志委員） 私もあんまりよくわからんやっただけども、難し過ぎて、課長。まず太宰府市で、今こういう太宰府市から宗像市までありますよね。それで介護保険料の所得割、均等割、平等割のところもあるようですけど。それは預かっているところに徴収依頼をするということじゃないんですね。

国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） これを束ねておりますのが社会保険診療報酬支払基金という大きな団体がございますが、そちらの方が全市町村から介護納付金として集めるわけです。太宰府市の国民健康保険は被保険者から税金として集めたお金とおよび国から下りてくる補助金と合わせて、平成17年度でいえば、介護納付金として3億2,353万9,000円を納めておりますが、その3億2,353万9,000円を社会保険診療報酬支払基金に上納というか納めるわけです。それで社会

保険診療報酬支払基金が全国から集まってきた介護納付金を取りまとめて、今度は介護保険者の方に交付金として分配していくという流れになっております。

○委員長（武藤哲志委員） 表の1番下に平成18年度3億5,038万円という歳入の税収プラス補助金、介護納付金として3億3,342万円、だから差し引き太宰府市が持ち出すお金が2,838万2,000円と、こういうふうになるということですね。

国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） はいそうです。

○委員長（武藤哲志委員） こういう値上げをしてもまだ単年度持ちださないといけないということになるわけですね。

国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） はい。

○委員長（武藤哲志委員） 毎年増えるという状況になりますね、これを見ると。今、自治体によっては筑紫野市の場合は7.5%を8%にして、0.7%を1.1%にして、8,300円を1万円にするとかですね、自治体によってさまざまな内容がありますが太宰府市では100分の0.7を100分の1.3。0.6の値上げで、8,500円を1万5,000円の6,500円を引き上げるという内容を具体的な資料で説明をいただきました。それでは委員から質疑がありましたら許可します。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 先ほどの課長のご説明の中に所得額0.7%を1.3%。これは将来的には1.6%。均等割8,500円を1万5,000円。これは将来的には2万円にというご説明があったと思うのですが、今回の措置は激変緩和措置ということで、この数字が出てきたのではないかと思います、もしそうだとしたら、この最終的な目標数値その1.6%と2万円には何年ぐらい置いてこの計画を持たれているのでしょうか。

○委員長（武藤哲志委員） 税務課長。

○税務課長（古野洋敏） 説明の仕方が少し悪かったのかもしれませんが、現状の段階で赤字を解消するためには本来であれば1.6%と2万円という形で、これがまた来年の収支の状況によっては変わるとは思いますけど一応補足といたしまして、現状本当に独立採算制を生かすためには現状では1.6%と2万円と言うのが基本的なやり方ですと、そういうことも踏まえて内部でいろいろと協議して、税制の改正もあっておりますので一気に上げるのは難しいし、近隣市町の状況も考えまして今回1.3%と1万5,000円という提案をさせていただいているところでございます。

○委員長（武藤哲志委員） こういう一挙に、0.6%と6,500円介護保険料が引き上げられるということで、実施については実質的には6月くらいからですかね。徴収するのは。

税務課長。

○税務課長（古野洋敏） はいそうです。

○委員長（武藤哲志委員） 委員の方から質疑がありましたら。

太宰府市の特徴的には、この周辺の中でどんどんと介護施設ができてきている状況なんですね。中央公民館の前にもできてますし、中央公民館の横の橋を渡ってすぐ右の方にもできてますし、いろいろありまして、また老人ホームも、サンホーム、同朋園が2カ所、双葉老人ホームとかですね。特に介護保険というのは介護施設としても介護と療養型合わせた病院という大変大きな部分もありますし、予算審査の中ではその辺は介護保険の問題とか出てきますが、この周辺の中でも介護利用料が1番高いような感じがするんだけど、その辺は立ち入ったり調査はしてるんですか担当課は。今立ち入りができるようになったでしょ。施設について。

税務課長。

○税務課長（古野洋敏） 介護保険については環境厚生常任委員会のすこやか長寿課の方なもんですから、今日は出席してませんので具体的な部分は把握ができていない状況でございます。

○委員長（武藤哲志委員） 不正受給の問題で中間市あたりで大変大きな問題になって返還命令が出ておったようですけどね。とりあえず給付と賦課といろいろありますが具体的な資料が出されておりました、太宰府市の介護保険の歳入歳出関係を見るとこういう状況ということです。

橋本委員。

○委員（橋本健委員） よく分からないんですけども、収支状況をみると赤字ですよ。主な原因といいますか、漠然とは分かるんですが、主たる原因を掴んでらっしゃったら教えてください。

○委員長（武藤哲志委員） 税務課長。

○税務課長（古野洋敏） 基本的な部分は介護保険分、現行0.7%と8,500円の改定を長く行っていないなかったということが1つの要因であると思います。それともう1点が介護保険を受ける方が増えてきたといいますか、これは国民健康保険、介護保険は全国的な問題となっておりますけどもそういう状況の中で他市町では早めに2、3年で国民健康保険の介護保険分を値上げしている状況もございますので、1番大きかったのは平成12年からずっと据え置いてきたことが大きな要因だというふうには考えております。

○委員長（武藤哲志委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 今担当の方がいらっしゃらないということですけども、分かる範囲内でお願ひしたいと思います。先ほど委員長の方からも質問があつてましたけども、介護に要するグループホームとか最近あちこちでそういう施設みたいなのができているのはよく目にするんですけども、そういう施設の中にグループホームとか例えば介護のそういう施設ができていますが、そこに入所をなさっている方は太宰府市の住民が主体なのか。よそから来た方たちもそこに入所できるのかどうか分かる範囲で結構でございます。

○委員長（武藤哲志委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 多分、社会福祉施設に入居する場合は住所地特例制度というのがございますので、よその市町村から太宰府市にある社会福祉施設に入所された場合にはもともと市町村が費用を負担するという制度になっておりますので、太宰府市内に施設が増えたから

とってうちの負担が即増えるということではないんですが、全体的に当初介護保険が始まって以来、かなり急速に需要が伸びてきて、ここ最近平成14年度から平成15年度の間の国民健康保険が負担する介護納付金は18%の増加、それから平成15年度から平成16年度にかけては23%の増加と、ふた桁の伸びを示してきております。この伸びというのは介護に要する事業費が増えているということの表れだと思っています。

○委員長（武藤哲志委員） 所管が違うんだけど、議案の中に重度心身障害者医療の問題とか出てきた中で介護保険の一部改正とかいろいろ所管があるんだけど、あれは2年間とか、まあ大野城市の人が太宰府市の老人介護施設に入っただとすると、それはずっとじゃなくて特例は2年間を今度はまた2年延長するというふうになったんじゃないかな。

国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 多分そういう制限はあると思います。ちょっと詳しく存じませんので。

○委員長（武藤哲志委員） だから以前の話だけど、太宰府病院は公設民営になってるけど、太宰府市の国民健康保険の赤字の要因ははっきり言って365日、太宰府病院の入院患者が一時的に全部、国民健康保険に入ってきた経過があるんですよ。これでもものすごく国保財政を圧迫したという経過があって、福岡県に何とかしてくれということで国民健康保険に5,000万円特例交付金として貰ってきた経過があるんですね。だから、今太宰府病院におられる方があたりずっと20年も30年もおると、太宰府市の国民健康保険に加入されると、生活保護の受給がうち切られ、そうすると、国保に入ってくると、そうすると国保財政が圧迫されるという問題があるんだけど、太宰府市はよその自治体と比べて老健施設があるんでね、住民票を持ってこられたりすると、何年までが太宰府市が負担しなくてよいのか。こういう問題がちょっと出てくるんじゃないかと思うんですね。だから決算が出てくるとお年寄りの方が使う医療費が年間90万円近くになってると。保険料と比較してみてね。事務報告を見てみるとこういう状況になってるんですが。ちょっと審議の内容から外れておりますが。橋本委員から出されたように、原因は何かというと、医療費がかかりすぎると。

ほかに委員からありませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 要望にしたいと思いますが、先ほどおっしゃったように、一人あたり平均で1万円近く税額が変わるわけですが、生活に与える影響は大きいと思うんですね。ですから今後こういった改正をされる時にはこういった1万円の増額というのはやはり市民にとっては受入れがたいような気持ちになられる方もいらっしゃるのでもうそういった分も含めて年々徐々にというふうなやり方を取るとかですね。そういったことも考えていただきたいですし、太宰府市は特に高齢化率の問題もあって、他の自治体と比較して状況が悪いというようなところもあるかと思いますが、そのあたりをよく担当課とも話しを進めていただきながら、できるだけ市民に急激な負担がかからないような形で施策を進めていっていただきたいと思いま

す。

以上です。

○委員長（武藤哲志委員） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第27号に対して討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第27号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午後2時36分〉

○委員長（武藤哲志委員） ここで本日、関連する議案がありまして、国保年金課長に委員会への出席を求めておりましたが、ここで退席を認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第28号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」

○委員長（武藤哲志委員） 日程第14、議案第28号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。議案書63、64ページです。

それでは、執行部の補足説明を求めます。

教務課長

○教務課長（井上和雄） 条例改正新旧対照表は10ページになります。議案第28号太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。今回、教育委員会に属する太宰府市附属機関であります太宰府市同和教育推進委員会の名称及び担当する事務を改正することに伴い、太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正するものであります。太宰府市同和教育推進委員会は現在11名の委員で構成をしております。名称等につきまして平成16年度、平成17年度の推進委員会において協議をしていただきまして、今回「人権・」を付加することにいたしました。改正する内容は太宰府市附属機関設置に関する条例の別表中、附属機関の名称「太宰府市同和教育推進委員会」を「太宰府市人権・同和教育推進委員会」に、担当する事務の中の「同和教育の総合的施策等に」とあるのを「人権・同和教育の総合的施策等に」というふうに改正するものであります。

以上よろしく願いいたします。

○委員長（武藤哲志委員） 補足説明は終わりました。各委員、議案第28号について質疑はありませんか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 結局「人権」という言葉が頭に付いたわけですけど、これによってどう変わっていくのか、委員会の性格なり、求めるものがどう変わるのかとかその辺の議論にどういうふうなものがあつたのかその辺をもう少し詳しくお聞かせください。

○委員長（武藤哲志委員） 教務課長。

○教務課長（井上和雄） 実際、教育委員会規則の第1条の趣旨の中で太宰府市におけます同和教育の推進ということを主眼としております。現在いろんな啓発事業を行っている中で既にいろんな人権問題を取り上げた啓発を行っているところであります。そういったところも含めまして、基本的な同和教育を含めたところで人権全般の総合的な施策等について審議を行っていくというところで考えているところです。

以上です。

○委員長（武藤哲志委員） 他には。

（「なし」と呼ぶ者あり）

昨日、知事が県議会で答弁をしまして、平成18年度で福岡県においては同和関係について全部終結をし、平成19年度からは一切福岡県の補助金は廃止する。その内容については関係市町村に通知をするという回答を県議会で行っております。平成13年から5年経過したので同和対策、同和関係については一切終結をさせるという正式な県議会での答弁があっております。その辺で太宰府市も対応せざるを得ないんじゃないかなとなっておりますので、まあ人権問題というのは男女雇用機会均等法で国の方針も今日新聞に載っておりますが、今後どういうふうに入権同和教育の問題が推移するかちょっと私どもわかりませんが、福岡県としては平成19年度以降は一切同和という関係については使用しないという状況です。今、「太宰府市同和教育推進委員会」を「太宰府市人権・同和教育推進委員会」という形で改正をしたいという内容です。

質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

○委員長（武藤哲志委員） 議案第28号に対して討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで討論を終わります。

議案第28号に対して、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第28号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午後2時43分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 15 議案第 29 号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する  
条例について」

○委員長（武藤哲志委員） 日程第15、議案第29号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。65ページ、66ページです。それでは、執行部の補足説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長（松田満男） 議案第29号につきましての補足説明申し上げます。まず例規集は3,334ページで、新旧対照表は11、12ページでございます。お開き願いたいと思います。まず太宰府南小学校の開放教室についてでございますが、公共施設の減免の改定方針に基づく小中学生使用料を新たに設定することに伴い条例の一部を改正する必要性が生じたので議会の議決を求めるものでございます。対象教室は特別教室、多目的ホール、会議室の小と大の会議室と相談室で、それぞれの1時間あたり市内者大人の使用料金の20%、市外者につきましては市内者大人の使用料金の50%として改正しております。このことにつきましては昨年12月議会で公共施設の使用料の減免廃止に伴う条例の一部改正を行っていましたが、太宰府南小学校の開放教室関係使用料については漏らしておりましたので、今回提案するものでございます。ご審議よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（武藤哲志委員） 社会教育課長、太宰府南小学校の部分についてはこの資料の11、12ページのどの部分が対象になるんですか。

社会教育課長。

○社会教育課長（松田満男） 新旧対照表の11、12ページのうちの特別教室、中間くらいに特別教室から多目的ホール、大小会議室、相談室で5点、5項目でございます。現行が市内者市外者に斜線が引いてあります。この部分を改正しておりませんでしたので今回改正いたしております。右側の改正案のところでは特別教室大人300円が20%の60円、市外者については1,200円が50%の600円ということでそれぞれ5項目が改正したところでございます。

○委員長（武藤哲志委員） 以前、教育部長からも説明があつておったけども、学校教育として使用する場合は無料と。ところが小中学生が特別教室、多目的ホール、会議室を使用する時には新たに1時間あたり60円、40円、20円。20円という金額がちよっとどの範囲が対象になるのかなというのがひとつあるんですね、これで見ると。市内の小中学生が会議室を使うのに20円とか40円とか、こういう部分、今まではなかったんだけど、これが対象としてなるかなという感じがするんですが、だからこういう問題、料金改定をしたいということで提案されてますので、ただいまから質疑を許可します。

小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 今こちらに改正案が出まして60円、40円、20円とありますが、太宰府南小学校の開放教室についての使用料の提案でございますよね。そうなりますと、ここを使われ

ている地域の子どもたち、アンビシャス広場というのが確かこの多目的ホールかどこかで毎週2回ほど行われているようです。これは福岡県が子どもの広場づくり、遊び場づくりということでされていると思いますが、あくまでも学校教育の場ではないから、そういう団体からは徴収するというお考えであるのでしょうか。

○委員長（武藤哲志委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（松田満男） 実際に個人的に利用されている方はほとんどありませんが、今申されましたようにアンビシャス広場の団体の方々が利用してあるようです。これは一応、学校主催によるPTAも含んだところの関係とちょっと趣旨が違いますので、市全体の改正によりますと、ここも含めて改正する必要があるという判断をいたしております。前回改正してなかったのが実際に一般の利用がなかったと把握しており、把握が十分ではなかったものでしたので、実際にはアンビシャス広場が使っておるということでございます。

○委員長（武藤哲志委員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 議員が申されましたようにアンビシャス広場については特例ということで無料という特別の設定をしておったかと思います。

○委員長（武藤哲志委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） いつでしたか、議会全員協議会で資料もいただいて説明をされた時にはアンビシャス広場については5分の4を減額し、残りの5分の1はアンビシャス広場協議会に補助という形で出すという、結果的に無料になるというふうに聞いた記憶があるんですけど。それでよろしいでしょうか。

○委員長（武藤哲志委員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 門田議員が申されたとおりでございます。

○委員長（武藤哲志委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 今、教育部長がおっしゃいましたアンビシャス広場については無料で使用できると。かかる経費ですね。これはあくまでも個人的に太宰府南小学校の開放教室を利用する一般の方々の分で提案されているということですね。はい分かりました。

○委員長（武藤哲志委員） 他に委員から。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第29号に対して討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで討論を終わります。採決を行います。議案第29号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第29号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

た。

〈原案可決 賛成 6 名、反対 0 名 午後 2 時 53 分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 16 議案第 30 号「太宰府市共同利用施設設置条例の一部を改正する条例について」

○委員長（武藤哲志委員） 日程第16、議案第30号「太宰府市立共同利用施設設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。なお、新旧対照表が差し替えられておりますので、新旧対照表に基づいて執行部の補足説明を求めます。

中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（鬼木敏光） 補足説明申し上げます。44行政区の中で航空機騒音による障害の防止等に関する法律で補助金を受けて建設いたしました9行政区の共同利用施設は管理運営を地区公民館に準ずるものとして施設のある行政区長に委託しておりますが、地方自治法の改正により公の施設については指定管理者への移行が必要となったことで条例で定めなければならないようになります。まず条例が管理運営の内容となりますので題名を「太宰府市立共同利用施設条例」に改めます。次に第3条で共同利用施設の開館時間及び休館日を定めます。第4条で使用の許可。第5条で使用の許可の制限。第6条で使用外目的及び使用権の譲渡等の禁止。第7条で使用の許可の取り消し等。第8条で使用料。第9条で損害賠償について。第10条で指定管理による管理。第11条で指定管理者が行う業務。第12条で使用料金の納入を追加条文として定めさせていただいております。また、附則に経過措置といたしまして平成18年9月1日まで、もしくはそれ以前に指定をした場合、指定をした期間は改正前の第3条の管理の規定が適用されます。また次回6月には指定管理者の指定による議案として提案を計画しております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（武藤哲志委員） 説明をいただきましたが、現在航空騒音による法律の補助によって建てられた共同利用施設数についても説明いただきたいと思うんですが。

中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（鬼木敏光） 現在9箇所ございます。条例の2ページの3,550ページに名称が上がっております。

○委員長（武藤哲志委員） ただいま、中央公民館長兼市民図書館長から将来共同利用施設を第10条で指定管理者にするためには太宰府市立共同利用施設設置条例の一部を改正する必要があるという形で説明がありました。それでは議案第30号について質疑はありますか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） この共同利用施設なんですけども、登記上は市の持ち物ですが市民の方によっては地域のものだといまだに思っちゃる方、また特にこれを設立される時に地域の一部の方が負担をされたという地域もあるようですので、そういった感覚を持っちゃる市民というのがかなりいらっしゃるようなんですが、まず指定管理者制度という制度そのも

の、それから共同利用施設がなぜ作られたのか、その時皆さんで集めたお金はどういう経路で
どういうふうになったのかという説明、地元に対する説明がかなり必要になってくると思うん
ですけども現在までにそういった地元への説明会とかといったものは考えられておられます
か。

○委員長（武藤哲志委員） 中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（鬼木敏光） 明日ですけど、区長さんの役員会があります。その
後に区長さんに対して説明をしたいと考えております。

○委員長（武藤哲志委員） かえって、指定管理者にした方が問題の解決、春日市あたりは一番始
めに指定管理者に共同利用施設や地区公民館までしてしまってるんですよ。かえって指定管
理者にした方が行政管理、行政区としても管理しやすいんじゃないかと。いちいち地区公民館
としてやるよりも、というのが春日市ではいち早く共同利用施設を指定管理者にしているだけ
ど。今渡邊委員からも出されたように当然国の補助金もあったし、それから市の条例として公
民館用地を取得する場合、建物、附属施設についても条例があって、それでどうしてもできな
いからということで区民が区費の中から積立てて出したという経過もあるし、一番初めにでき
たのが都府楼区の共同利用施設だし、いろいろありましたが、今提案されている内容は9ヶ
所の駆け込みで長浦台区あたりが法律が切れる直前に共同利用施設としての申請を行った経過
があるようですが、これに対して片井委員、橋本委員のところ、それから門田委員が国分区分
とか、こういう施設に該当しますし、何か質疑がありましたら出しておいていただきたいと思います。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） まず、9月以降、指定管理者が行う分ですね、具体的にどんなふうにし
たいのか、結局今の区ですが、区長以下、公民館主事というのがおるわけですよ。そして評
議員がおるというのが一般的だと思うんですけど。別に法人等を、NPO法人とか法人格とか
を持ってるわけでもなんでもないんですよ。そういうふうなので結局、行政区が指定管理者
の場合は法人格を持たなくても指定管理者になれるというのは知ってるんですが、最終的に区
が、区長以下が指定管理者になるのがいいというふうな趣旨なのかそれとも、市が直営に近い
ことをやれるのかなと。例えばこの条文でいきますと、市の利用申請とかも市の窓口になる
のかなとかですね。あるいはインターネットで今やってるようなああいうことができるのかな
とか。その辺のこともう少しお聞かせください。

○委員長（武藤哲志委員） 中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（鬼木敏光） 基本的に1行政区、1つの地区公民館ですので、従
来どおり区長さんに委託といいますか、指定管理にお願いしたいと考えています。といいます
のが国土交通省から指定管理を導入する際の注意が言われております。指定管理者となる者に
ついては住民と無関係な者にしないことになっておりますので、従来どおりの形で行きたいと
考えています。それから営利会社を指定管理者とした場合については今もらっている補助金の

返還をすることというふうなことであります。以上でございます。

○委員長（武藤哲志委員） 利用申請について、今門田委員から出てますが、今のところ地区公民館的な形で公民館が空いておれば使わせると、市長にいちいちとかそういう必要もなかったんだけど。こういう条例作ってそして指定しても何も問題も起こらないし、ただ、公職選挙法の場合は公共施設として使用することは最優先してできると、こういう問題はありますよね、1点。その辺は間違いありませんか。

中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（鬼木敏光） 根本的には従来どおりで考えております。

○委員長（武藤哲志委員） だから、今ある44の公民館と同じで、ただ、名称が国の大幅な補助金をもらっているんで指定管理者にしたいというだけの部分、それで行政区長が管理運営をする。なんら変わらないということでしょう。

中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（鬼木敏光） はい、その通りでございます。

○委員長（武藤哲志委員） はい、片井委員。

○委員（片井智鶴枝委員） 門田議員の質問とちょっと似てるんですけども、この条例案の中の70ページの中の第10条に指定管理者になるもののところに書いているんですけども、指定する法人または団体というふうに書いてあるんですよ、その中で区長というのが果たして指定管理者になっていいのかということに私の根本的な疑問がありまして、例えば団体というのは自治会があるところは問題ないと思うんですが、自治会がないところは……。団体とはどういう団体……。区長というのは、もともと市の行政区の区長で、どちらかという市の機関みたいな気がするんですけども、指定管理者にその区長になることに対して問題はないんですかね。

○委員長（武藤哲志委員） まず第10条の共同利用施設の指定は法人または団体の部分について。

中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（鬼木敏光） はい、今までどおりですね、私の方は区長さんと話をして、納得をし、というようなことで進めて……。他の市町村はですね、たとえば大野城市とかを調べてもですね、やはり区長さんと契約しておりますけど問題ないということで進めておられます。

○委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

○委員（片井智鶴枝委員） もう一度確認したいんですけども、区長と協定結んでいるのかですね。区長と。これは法人ではないし、団体でもないし、おそらくその何々区の自治会もしくは町内会と結んでいるんじゃないでしょうか、その確認。そこはっきりしておかないと権利関係だとか所有権とかいろんな形でかなり。せっかく指定管理者を導入するのにそこら辺を含めてきちんとしておかないといけないんじゃないかなと思うんですけど。

○委員長（武藤哲志委員） 中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（鬼木敏光） 区長とってますが、行政区の代表ということで行政区長さんということで解釈して今話しております。

○委員長（武藤哲志委員） 時間今3時ですが、今日どういうふうになるか委員会協議会をここで開くために15分間休憩しますから、担当課としては春日市が共同利用施設とか全部の公民館やっていますのでちょっと問い合わせをしてみませんか。行政区長が指定管理者になったことについて、先ほどから特別公務員が指定管理者になれるのかという問題がでてきて、その辺分ければ内部検討してみてくださいませんか。みなさん申し訳ありませんが、本日の総務文教常任委員会日程表ご持参いただいて控え室の方に。ここで3時15分まで休憩します。

午後3時00分 休憩

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時30分 再開

○委員長（武藤哲志委員） それでは再開いたします。先ほど国保年金課長に回答を求めておまして、国保年金課長に確認しましたところ太宰府市の施設に入所した場合、前の住所地で介護であるとか、そういう部分を負担をしていただいている。ところが、その方が太宰府病院だとか太宰府市の施設を出て住民票を太宰府市に置いた場合は太宰府市の負担になるということです。先ほどの委員会での答弁については修正をお願いしたいということでした。太宰府病院に一度入院して、退院して、太宰府市の別の住所地にアパートを借りたり、住居を構えた場合は以前の住所地の負担がなくなって、太宰府市が負担しないといけない。だから老人保健施設ここでも介護施設でもそういう状況になるそうです。ということで答弁内容についての修正がありましたので、まず皆さんに報告をし、内容の修正をしたいと思いますので、ご了解いただきたいと思います。

それでは、先ほどから、各委員から共同利用施設の9ヶ所、指定管理者について、行政区長は特別公務員だが、指定管理者の法人または団体としての取り扱いができるのか、委員から質疑があつておりましたので、休憩中、中央公民館長兼市民図書館長にその実例が春日市でありましたので調査をいただきました。まず中央公民館長兼市民図書館長から説明を受けたいと思います。

中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（鬼木敏光） 春日市の方に尋ねてみたところ、行政区を自治会で分けてあるそうです。そのため、春日市は自治会長さんとの契約をしてあるということでした。大野城市につきましては太宰府市と同じように行政区で分けてあるから行政区の代表である区長さんと契約というようなことで3月議会に提案をしてあるそうです。

○委員長（武藤哲志委員） 今、中央公民館長兼市民図書館長から説明がありました。この共同利用施設設置条例の一部改正について、再度委員から質疑がありましたら。

中央公民館長兼市民図書館長、9ヶ所の行政区の説明はいつごろ行う予定ですか。当然その区には、それなりに評議会があつたり、自治会があつたり、役員会がありますが全体の区長と

協議をするという問題も必要でしょうけど、関係区に早急に下ろさないといけないと思うんですが指定管理者としてはまだ先のことなんです、まず説明予定はいつ頃なのかも合わせて報告を受けておきたいと思いますが。

中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（鬼木敏光） 8日ですけど、明日区長会の役員会があります。そこで役員の方にこんなふうに連絡をしたいと話しまして、その次に区長会がありますので区長会が終わりまして、該当区長さんにお話をしたいと思っております。

○委員長（武藤哲志委員） それでは、委員の皆さん、第1条から71ページの第12条までありまして、利用料金の収入を指定管理者の収入にすることと、平成18年9月1日に指定管理者にすることという内容が施行期日まで報告されております。再度質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（武藤哲志委員） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第30号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第30号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午後3時34分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（武藤哲志委員） 委員にお諮りします。本委員会に審査付託されました案件について、審査いたしました、他の会議も控えており、付託案件審査の終了が見込まれませんので、本日はこれで散会し、改めて議会運営委員会に諮り、今会期最終日前に再度、委員会を招集し審査を続けたいと思います。これに異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって本日は散会し、改めて再開することにいたします。これをもちまして、本日は散会します。

午後3時35分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~

平成 1 8 年 3 月

## 太宰府市議会総務文教常任委員会会議録

平成 1 8 年 3 月 2 3 日（木）再開

（ 第 2 日 ）

福岡県太宰府市議会

## 1 議 事 日 程

〔平成18年太宰府市議会 総務文教常任委員会〕

平成18年 3 月23日

午後 1 時 45 分

於 全員協議会室

日程第1 議案第36号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について

日程第2 議案第53号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第54号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第55号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

について

日程第5 請願第1号 『「米軍再編」に反対する決議の採択を求める請願書』について

日程第6 請願第2号 『「米軍再編」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書』について

## 2 出席委員は次のとおりである（7名）

|     |       |    |      |      |    |
|-----|-------|----|------|------|----|
| 委員長 | 武藤哲志  | 議員 | 副委員長 | 小柳道枝 | 議員 |
| 委員  | 片井智鶴枝 | 議員 | 委員   | 後藤邦晴 | 議員 |
| 〃   | 橋本健   | 議員 | 〃    | 門田直樹 | 議員 |
| 〃   | 渡邊美穂  | 議員 |      |      |    |

## 3 欠席委員は次のとおりである

なし

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

|                    |       |                 |      |
|--------------------|-------|-----------------|------|
| 総務部長               | 平島鉄信  | 地域振興部長          | 松田幸夫 |
| 教育部長               | 松永栄人  | 監査委員事務局長        | 木村洋  |
| 議会事務局長             | 白石純一  | 総務部政策統括<br>担当部長 | 石橋正直 |
| 地域コミュニティ推進<br>担当部長 | 三笠哲生  | 総務課長            | 松島健二 |
| 秘書広報課長             | 和田有司  | 行政経営課長          | 宮原仁  |
| 財政課長               | 井上義昭  | 税務課長            | 古野洋敏 |
| 納税課長               | 児島春海  | 特別収納課長          | 吉鹿豊重 |
| 会計課長               | 志牟田健次 | 地域振興課長          | 大藪勝一 |
| 教務課長               | 井上和雄  | 学校教育課長          | 花田正信 |
| 社会教育課長             | 松田満男  | 文化財課長           | 齋藤廣之 |
| 中央公民館長<br>兼市民図書館長  | 鬼木敏光  | 議事課長            | 田中利雄 |

## 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

午後1時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（武藤哲志委員） 散会しておりました総務文教常任委員会の議案審査を再開します。

本日審査する案件は補正予算1件、条例の改正3件、請願2件です。審査の順序はお手元に配布しております日程の順とします。それでは議案の審査に入りたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1、議案第36号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」

○委員長（武藤哲志委員） 日程第1、議案第36号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」当委員会所管分を議題とします

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

それでは、補正予算書の16、17ページをお開きください。

まず1款1項1目1節の区長報酬が増額になっておりますので、総務課長から補足説明を受けます。

総務課長。

○総務課長（松島健二） 区長報酬につきまして補足説明をさせていただきます。この区長報酬につきましては平等割と世帯割について支出をさせていただいておりますが、このうち世帯割につきましては世帯数の増加がありましたので40万5,000円の補正をさせていただくのでございます。

以上でございます。

○委員長（武藤哲志委員） 今説明がありましたが、世帯数の増加ということで40万5,000円の増加です。委員から質疑はありませんか。

片井委員。

○委員（片井智鶴枝委員） 行政区の区長の報酬は総額約5,000万円弱になっておりますけども、近年で改訂があったことはありますか。

○委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

○総務課長（松島健二） ここ数年は行っておりませんが平成18年度につきましては先ほど申しました世帯割につきまして5%程度の減額を予定しておるところでございます。以上です。

○委員長（武藤哲志委員） ほかに委員から。

小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） ちなみに今、世帯数が増えたということですが、地域的にはどの辺にな

りますでしょうか。

○委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

○総務課長（松島健二） ちょっと具体的には掴んでおりませんが、西校区が大きく増加をしているというふうに考えております。

○委員長（武藤哲志委員） 他には。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは進みます。

同じく 2 款 1 項 7 目 11 節 12 節の関係で、公用車管理関係費そして役務費の部分が総額 14 万 2,000 円の増額です。財政課長から補足説明を受けます。

財政課長。

○財政課長（井上義昭） まず公用車管理関係費でございますが、今年の 4 月 1 日から高速道路でのハイウェイカードの使用ができなくなります。それに伴いまして、E T C の装置をつけて高速道路の運行ができるようにしたいということで、8 台分について E T C の装置を設置したいということでございます。それと 12 節の役務費につきましてはカードの手数料ということで年間 600 円、1 台当たり 600 円ということで 8 台分と消費税合計 6,000 円を計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（武藤哲志委員） 説明がありました。委員から質疑がありましたら。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは同じく 2 款 1 項 9 目 25 節、基金積立金として財政調整資金の積立て、減債基金の積立てとして合計 35 万 7,000 円です。同じく財政課長から説明を受けます。

財政課長。

○財政課長（井上義昭） この分につきましては、補正予算書歳入の 13 ページになりますが、歳入の方で基金の運用利子でございます。運用利子を積立てるものでございます。以上でございます。

○委員長（武藤哲志委員） 説明がありました。委員から質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは進みます。2 款 1 項 10 目 13 節で、その他の諸費として委託料、データ入力システム改良等委託料として 120 万円増額になっておりますので行政経営課長から説明を受けます。

行政経営課長。

○行政経営課長（宮原仁） データ入力システム改良等委託料 120 万円についてお答えいたします。これは人事院勧告に伴います給与構造改革の給与システムの改良費でございます。給与システムの給与表、桁数が 2 桁であったものを給与構造改革に伴いまして、桁数を 3 桁に拡張するものでございます。それから平成 18 年 3 月でもって調整手当が廃止されるわけでございますけれども、その調整手当が地域手当に新設されることから、画面とか帳票等の項目名称を変更す

るものでございます。

以上でございます。

○委員長（武藤哲志委員） ただいま説明がありました。委員から質疑がありましたら、  
（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、1項を終わります。2款5項ですが、衆議院選挙最高裁判所裁判官審査で、これは最終的には選挙が終わった最終決算ということになると思いますが、選挙管理委員会を兼ねております総務課長から補足説明を求めます。

○総務課長（松島健二） 昨年の9月に衆議院選挙と最高裁判所裁判官国民審査が行われました。この選挙執行におきまして、経費の節減に努めたところでございますが、このままの状態でありますと県からの執行委託金が歳出を上回るような状況になります。このような状況のなかで今後の選挙事務経費のさらなる削減と有権者の投票時間の短縮等を考えまして、期日前投票および不在者投票管理システムを構築させていただくための財源組み換えの補正をさせていただくのでございます。

以上でございます。

○委員長（武藤哲志委員） 今説明がありまして、一般財源に254万2,000円。今後の選挙制度の部分ということで。委員から質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは22ページを開きいただきたいと思います。9款1項、常備消防費の19節、消防組合負担金がありまして、同じく次のページの3目消防施設費、それから災害対策費にわたっておりますので、一括して総務課長から説明を受けます。

総務課長。

○総務課長（松島健二） まず常備消防費でございますが、これにつきましては、筑紫野太宰府消防組合の負担金でございます。この減額の要因でございますが、まず1点といたしまして高規格救急車の購入につきまして、県費からの補助金を見込んでいなかったわけでございますが、それが県費の補助がついたこと。それと平成16年度からの繰越金が増えたとということで378万円の減額補正をさせていただくものでございます。続きまして3目の消防施設費でございます。この負担金補助金及び交付金でございますが、これにつきましては昨年10月東ヶ丘区域で発生をいたしました建物火災におきまして、消火栓の水量が一部十分でなかったところがございます。そういったことで、消防活動に必要な水量を確保するために消火栓の工事を上下水道部の方で行っております。すると、同じような条件のところは市内でもう1ヵ所ございましたので、こちらも消火栓の設置を行っております。これらの消火栓新設の負担金165万9,000円の補正をさせていただくものでございます。続きまして5目の災害対策関係費でございます。17節の公有財産購入費でございますが、これにつきましては県立看護専門学校跡地の購入に伴いまして防災施設倉庫として使用するために土地建物含めたところの購入費822万4,000円計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

○委員長（武藤哲志委員） 総務課長、以前一般質問があっておりまして、水圧の関係ということで、東ヶ丘の工事ですが、別にとというのは、もう1ヶ所。どこになるかは報告いただけますか。

総務課長。

○総務課長（松島健二） 湯の谷区になります。湯の谷区ですね、こちらの方から国立博物館の方に向かいまして、その手前の左の方に団地がございます。そちらの団地でございます。

○委員長（武藤哲志委員） ただいま、総務課長から、9款1項1目については救急車に県費が付いたということで減額。それから同じく3目については東ヶ丘区の火災に伴う消火栓新設負担金として、湯の谷区と2ヶ所行ったということです。5目の災害対策関係費としては公有財産購入費として所管全員で県立看護専門学校跡地を見て回りました。その中で防災施設倉庫として822万4,000円で取得したという説明がありました。それでは、委員から質疑がありましたら。

片井委員。

○委員（片井鶴枝委員） この補正予算822万4,000円という金額が出ておりますけれども、購入だけにかかわらず、他の委員会にも分割付託されておりますけれども、本来ならば審議として一緒にしなければいけなかったんじゃないかなと今思っているところなんですけれども、この看護専門学校跡地を購入するにあたって、本来ならば更地にして買った場合の価格、それと建物を買って、それをリフォームしていくらになるのか。総額をいくつかに分けて計算しなければいけなかったと思うんですけど、そういうふうな協議というのはなされなかったんでしょうか。

○委員長（武藤哲志委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 看護専門学校跡地を購入するまでの経過というものも、過去に遡るわけですが、当初は福岡県の方で看護専門学校が移転をするという発表がされた直後に、まずは県の方で県の施設をあの跡地に作ってほしいという要望したのが発端ですが、その後さまざまな経過をたどりながら、最終的には県の方も財政的に非常に厳しい時期であるし、売却をしたいというふうな申し出がありました。しかしながら本市もさまざまな状況からなんとか安く分けてもらえないだろうかという協議を再三再四行いました結果、本市の今現在の政策的な課題として、そういう消防施設の整備、あるいは福祉施設、そして体育施設の問題がございましたので、そういう市が抱えている最優先的な事業をあの場所に照らし合わせようという結果の中で、合わせて県の方の減免措置条例がございますので、これと整合性を図りながら今回提案しております3つの施設を計画をしようという経過になったわけです。その中におきましても特に建物が2棟、全体的にはまだたくさんあったんですけども、特にこの3つの政策をする中で適用するため2つの施設2棟を残してもらって、つまりストックの活用という観点から修繕いわゆる改修をしながら今後の計画に使っていききたいというふうな判断で今日まできたわけでございます。

○委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

○委員（片井智鶴枝委員） 今、いきさつの中で市としても、今の施設を有効に活用したいということで決められたと思うんですけども、ただこれはですね、この予算を認めるということはこの予算を認めた後、必ずリフォームをしないと現状では使えないと思うんですよ。その際こういうのを買う場合にリフォームしたらいくらになるのか、それを反対に更地にして簡易な建物を立てたらひょっとしたら今リフォームするよりも安くできるかも分からなかった。そういうことも総合的に考えながら買わないと、この822万4,000円で済むべき問題じゃなくて、今後補正予算としていくら出てくるのかということが大変懸念に思っているところなんですよね。ですから、そこら辺の協議がなされなかったのかということが、すごく疑問に思うんですけども、それはなされなかったんですかね。

○委員長（武藤哲志委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） たとえば防災施設、今回災害対策用で防災施設のために、いわゆるストックの活用を含めたリフォームを含めた中での購入の判断といいますのは、当然ああいう施設、急を要する防災施設の建物を建てるとしたらかなりの費用がかかると、例えば同レベルのプレハブ倉庫になりましょうけども、例えば1つの試算として350㎡くらいございますので大体1㎡あたり5万円くらいかかるんじゃないかという試算も行いました。しかし倉庫ですから今現在の建物確かに老朽化はしております。築30年は過ぎておりますけども、わずかばかりの改修費用をあてれば当分の間適用できるのではないかという判断から今日に至っているわけであります。ですからこのリフォーム代、この防災施設のみならず、2棟ありますので福祉施設に予定しております視聴覚室等それから現在の更地の部分含めたなかで、おおむね予算としては、予算としては3,500万円くらいの見積もりをしております。それで、この範囲内であれば新しくこういう福祉施設とか防災施設を作るよりも安く当面は対応できるのではないかという判断からこういうふうな提案をいたしております。以上です

○委員長（武藤哲志委員） 他には。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） まず消防栓のほうなんですけども。青山区の火災があったときにですね、消防栓が錆びていたという話を住民の方がおっしゃってたんですけども、それに伴って消防栓とかの管理ですね、常にいい状態で使えるかといった管理とか見回りとかは行われているのかということがまず1点と、それから防災施設購入費の方なんですけども、もし解体をしたら解体費用はどれくらいかかるもんなんですか。

○委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

○総務課長（松島健二） 1点目の消火栓の管理、点検はということでございますが、これにつきましては、消防署の方をお願いをしまして市内の消防水利といいますか、消火栓ならびに防火水槽といったものの点検をして頂いております。以上です。

○委員長（武藤哲志委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 今の件にもう一度お伺いしたいんですけども。消防署に対してはどのくらいの頻度で点検されているとか、確認は市の方でされているのですか。

○委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

○総務課長（松島健二） 逐次の報告は受けておりませんが、年間を通しての活動の中で消火栓に泥が詰まったりします。その泥上げでありますとかスムーズに開け閉めができる。そういったことの点検をしていただいているということで、どのくらいの頻度かということについてはそこまでは把握しておりません。大体年に1回は必ず行っていただくというような形の中でやっております。

○委員長（武藤哲志委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 解体費用のご質問ですけども、今非常にこのようなビルの解体費用というものは高くつきまして、つまり産廃処理等々の問題で、私どもがはじいた数字では平米あたり3万円ぐらいかかるだろうという資産をいたしました。2棟ございますので2棟をのべ面積740㎡くらいございますけども、これを単純にかけましても、約2,300万円から2,400万円くらいかかるだろうということになります。この解体費用も差し引いた中で県との用地売買価格の決定をいたしておりますので、相対的に判断した結果、あの2棟を残して一部改修しながら使った方がより効果的ではないかという判断をいたしております。

○委員長（武藤哲志委員） ちょっと、休憩させてください・・・。

申し訳ございません。再開します。

皆さん、全員協議会で配られた福岡県立看護専門学校跡地の譲渡価格というのををお持ちでしょうか。ない方では手を挙げてください。ありますか。議員協議会で配られた内容なんですが、お持ちですかね。

それでちょっと私が分からなかったところがありまして、地域振興部長に説明をしてもらおうと思ったんですが、ここを見ていただくと、3のところ、評価価格で建物が467万円と、こうなってるんですね。土地を含めて総額4億9,861万7,100円ところが私どもが審査しているのは822万4,000円という形で、防災施設購入費の審査をしてるんですね。この審査をしている部分について、先ほど環境厚生常任委員会は996万9,000円の補正予算の審査をしているんですが、この内容について、この補正予算に上がってる部分については土地代が含まれているということです。正式にもう一度説明を受けた方が良いと思いますので説明を受けておきたいと思えます。

地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） まず土地全体の面積は前回説明いたしましたとおり11,540.82㎡ございます。そのうちに防災施設に活用しようという、いわゆる現在の試験研究棟といいますけども、こちらの面積2階建てになりますので建物が232.23㎡です。これの譲渡価格につきましては77万846円です。これはつまり評価価格の2分の1に消費税です。それから土地につきましては全体の面積先ほど言いましたけども、土地につきましては全体の1万1,540.82㎡のう

ち348.24㎡がこの防災施設に活用する底地です。この価格が745万2,336円という評価で購入する予定です。

○委員長（武藤哲志委員） 今、委員会に付託されている内容について822万4,000円のうち建物の評価価格は77万846円。そして建物の下の土地、底地といいますか、そこは745万2,336円。合計額として822万4,000円と、だから建物の価値としては77万846円しかないという状況ということで説明を受けました。では再度委員から質疑がありましたら。

橋本委員。

○委員（橋本健委員） 渡邊委員の関連なんですけど、お答えが2棟でのご回答いただけてますけども、この防災施設、これだけを解体してプレハブを立てたらという考えを持っておられる方たくさんいらっしゃると思うんですよね、ここにも使用目的書いてございますが防災器具格納庫として使うんだということであれば、この部分だけ解体してプレハブならプレハブだけ作っていただいて、後々使い勝手がいいようにできないものかなと思ってんですがいかがでしょうか。

○委員長（武藤哲志委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 防災施設のためのこの建物は、先ほど言いました床面積が232.23㎡でございます。この購入価格が77万円ということで今協議をしておりますけども、これを実際に解体をすると言いますと先ほど言いましたように、おおむね平米当たり3万円ぐらいかかるというふうに見積もっております。つまり232㎡ございますので、これに3万円をかけていただければ、だいたい700万円前後、解体するだけで700万円前後かかるだろうというふうに思います。

○委員長（武藤哲志委員） それと参考までにですが、手を入れてですね、今雨漏りをしてるようですが、雨漏りを止めるというか、最低の対応をするのには大体どのくらいかかるのか考えられていますか。

地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 倉庫に使うということですので、最低限の補修つまり、天井の雨漏りを補修したり、それからいろんな物品を入れますので、いわゆる泥棒に入られないようにシャッターや諸々のことをやりますと、概算で約270万円から280万円、290万円くらいかかるかと、300万円弱という試算をいたしております。

○委員長（武藤哲志委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） これは土地活用の問題にもなりますけど、この応急処置した建物、何年ぐらい使用される計画があるのかということ。とりあえず、それをお聞かせください。

○委員長（武藤哲志委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 現場も実際に見ていただきましたけどもこの防災施設に活用しようとしています施設は昭和49年に建築されておまして、すでに30年を経過いたしております。それで、現在のところはこれを永久的に活用という意味ではございませんで、県との譲渡価格

の減免をお願いしたときの契約書の中におおむね10年はこの目的に使うという内容がございますので10年くらいが目安かというふうには思いますけども、この全体的な1万1,540.82㎡を含めた中で体育施設との絡みもございますけども将来の本市の西地区といいますか。JR太宰府駅を含めた中の将来構想の中で、いろんな環境の変化、経済状況の変化によりまして、全体のまちづくり構想を見たときに改めて将来どうあるべきかという協議の中で、県との協議も必要ですけども、この減免申請の条文の中で協議をすると、してもよいという内容もございますので、その時点になって新たに全体計画をさらに検討していきたいというふうに思いますので、当面はこの形で使用していきたいというふうに思います。

○委員長（武藤哲志委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 2点確認しますが、いずれにしても取り壊しの時期はやってくると思うんですがその際にさきほど申し上げました2,300万円ですね、取り壊し費用が。これは当然市が出して取り壊しをしなければいけないということが確認の1つとそれから、防災施設に関して修理をしたあとですね、管理費等かかるような形で考えておられますか。

○委員長（武藤哲志委員） 先ほど、地域振興部長が解体は700万円と言われたのですが・・・  
まず所管の分だけにしていただかないと。防災の部分だけで・・・  
渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） すみません。平米あたり3万円かかるということで所管の分の取り壊し費用は市が持ち出しになるのかということでお願いします。

○委員長（武藤哲志委員） だから今、渡邊委員からですね10年間使いたいと、ただし10年間使うためには補修代としては300万円くらいかかるだろうと。ただし作ったものの維持管理、警備会社に委託したり、そういう部分もいろいろあるでしょうからそういう維持管理費が大体いくらぐらいを考えてるのかを回答できれば。

総務課長。

○総務課長（松島健二） できる限り、維持管理費についてはかからないような方法で対応していきたいと考えております。

○委員長（武藤哲志委員） セコムか何かを入れるのかね。  
（「何も入れん」と呼ぶ者あり）

○委員長（武藤哲志委員） 入れない。  
総務課長。

○総務課長（松島健二） はい。

○委員長（武藤哲志委員） 本来、セコムなんかを入れてるとね、人が近づいて中に入ると直ちに警備会社が来てくれるというか、年間のセコム代なんてそう高くはないと思うんだけど。そういう設備はしないわけ。

総務課長。

○総務課長（松島健二） 入れる物がですね、防災用の資機材ということで、土のうでありますと

か、ブルーシート、ロープ、一輪車、スコップ、掛矢といったものになりますので現時点におきましてはセキュリティ、セコムとかそういったものにつきましては入れないというふうに考えております。

○委員長（武藤哲志委員） ただ行ってみて、あれだけの落書きがされてたり、今のところ誰も管理がないから相当誰かが入って悪戯なんかしてるようでしょ。そういうものが全部シャッターで閉められるかどうか中に入ることができないのか、電気だけを通して。そういう状況で管理をしていくのかですね。

総務課長。

○総務課長（松島健二） 一応ですね、窓はせずに南北両面にシャッターをして管理をしたいというふうに考えております。

○委員長（武藤哲志委員） それでは渡邊委員いいですか。管理費はできるだけかからないようにしたいという状況で、シャッターでやるということですから。

それ以外について。

小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 防災備蓄基地みたいなものに活用したいと、今、課長の説明では、土のう、ビニールシートとありますけども今日の資料の中には備蓄飲料水、非常食、毛布などというのがここに記載されておりますけども、この前、議会で視察に行った時がたまたま雨でございまして、あの雨の中傘をさして建物の中に入らせていただきました。先ほどから補修費が300万円程度組まれているということでありまして、私も建物のこと詳しくありませんけども、コンクリートから雨漏りをするという状況の中で、こういう丸太とか土のうであればどうにかなるかと思いますが口にするものも中に含んでいるという現実はどのようにお考えなのか。それと同時に、実は今太宰府の中でも、今橋本委員からもありましたけども青少年健全育成、近場がちょっと荒れてるところがありまして、ご承知のように落書き、それからいろいろあります。それから、さきほどからセコムも入れないという話でございすけれども、あれだけの莫大な広さ、そして誰でも入れるような塀、そこにいくらシャッターをなさると言われても何らかの策は必要じゃないかと考えるのが普通ではないでしょうか。2点についてお尋ねしたいと思います。

○委員長（武藤哲志委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 実際に現場を見ていただいた時に雨漏りはしておりました。しかしながら先程言いましたように倉庫というふうな活用ですので、特に腐るもの等も入れませんし、最低限雨漏りがしない応急処置的な改修工事を考えております。

○委員長（武藤哲志委員） 今、小柳委員から出された価格についての中にビニールシート、それからロープ、備蓄飲料水、非常食や毛布とか書いてますが、そういったものは入れないということでもいいですか。

総務課長。

○総務課長（松島健二） 先程私が申し上げたのは、一例でございますので、備蓄用の食料品につきましても入れたいというふうには考えております。

○委員長（武藤哲志委員） どっちにしたって、できあがってみないと、私どももできあがってどという保管というか管理が可能かという状況を見てみないとなかなかはっきりと言えないと・・・

総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 現在、坂本八幡宮の前にプレハブが幾つかございますよね。あの中の1棟が防災施設になっています。古くなりまして底が落ちたような状態になっております。そこにはやはり、今総務課長が言いましたような土のうとか機材を入れております。で、この状況では、今のところ、そこを荒らされたというような状況はございませんので、あんなものはそう持って行かないのかなということでございましてセコム等々を考えておりません。今おっしゃるようなそういうふうな形になれば、そういうふうな契約をしていかなければいけないのかなと。今現在が無人であるということから、誰でも不法侵入できるということですが、今後は社会福祉施設の人間が入ります。昼間はいらっしゃるということです。そして、この広場につきましても、もう少し管理が行き届いたような管理の仕方になるように思いますので、人気がないという形には夜以外はないだろうと、また前のプールの駐車場にも今後使っていきたいということでございますので、少しその辺からの見張りといいますか、そういったことも少しお願いをしながら、できるだけ経費がかからないような形で使っていきたいと思います。議員さんからの色々なご心配の点につきましては、その時点時点でご相談していきたいなというふうに考えております。

○委員長（武藤哲志委員） 今、説明を受けましたが、10年近くはやっていきたいということで。補修代には300万円くらいかけたいと、最低の雨漏りしない状況と、窓についてはできればシャッターをして誰も入れないようにしていきたいと。またもう一つの所管外の施設には当然そこには職員配置がありますし、社会福祉協議会関係が来ると思うので管理ができるし、市民プールの駐車場にもするということで、私ども議員全員協議会に配られた防災備蓄層と倉庫としてはやっていきたいという状況です。また、委員のほうから問題点があるとか・・・

ではまず小柳副委員長。

○委員（小柳道枝委員） 補修費に300万円程度という金額が提示されておりますが、それ以上増えるということはないんですか。もう単刀直入に聞いておきます。

○委員長（武藤哲志委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 現時点で試算をしたときの数字でございまして議会全員協議会の資料で説明をいたしました。さまざまないわゆる7つ道具を詰めたときに、果たしてこれでいいかなということもここでははっきり申し上げられませんので、詳細については機会があればその時点をお願いをするというふうに考えます。

○委員長（武藤哲志委員） 小柳副委員長。

○委員（小柳道枝委員） 300万円という数字は正式に見積もりを取らせた金額なんですか。  
ただ、担当部におかれてはじき出した数字なのか、その辺はどういうところで300万円という数字が出てきたのか尋ねいたします。

○委員長（武藤哲志委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 専門の業者いわゆる建築会社の方にまずは見積もりを提出させました。それから市の職員、技師を中心に専門的な立場から必要外を全部除けて、最低限の補修工事に試算をし直したというのが現在の300万円という数字になっております。

○委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

○委員（片井智鶴枝委員） 防災施設としての活用で、ひとつ気になったのは、平成15年の大水害の時にあの辺りの浸水がひどかったと思うんですけども、看護専門学校跡地のあたりは状況はどうだったんでしょうか。

○委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

○総務課長（松島健二） 具体的には把握をいたしておりませんが、水辺公園沿いの所につきましては、河川の北側ほど被害がなかったんですけども、西側の方につきましても浸水はいたしております。ですから今回防災倉庫として活用させていただきたいという提案をしておりますが、市役所にも水防倉庫を持っております。それと、総務部長が申しました坂本区にも倉庫、それから今回の倉庫という形の中で活用させていただきたいというふうに考えております。  
以上です。

○委員長（武藤哲志委員） 他には。  
後藤委員。

○委員（後藤邦晴委員） 小柳委員と話がちょっと一致するかも分かりませんが、補修費で300万円、300万円が限度と考えるに、私個人としては、あの建物の購入には賛成の方で思っておりますし、雨漏りの補修といいましても、屋上防水さえすればすべて止まるんじゃないかなという判断を持っております。ただ補修をするのに外観の外壁の補修といいますか塗り替え、これもはっきりやった方が良くないかなと。といいますのが、やはり中途半端な建物の古いようなものになれば、やはりいたずら、落書きそういうものが出てくるんじゃないかなと思いますし、きちんと最初に手入りさえしておけば、いたずらとかそういうものは少し薄れてくるんじゃないかなと思いますので、中途半端な補修のやり方はやっていただきたくないと思います。

○委員長（武藤哲志委員） 門田委員からは何かありませんか。  
門田委員。

○委員（門田直樹委員） 後藤委員と大体同意見です。立て壊しの費用をもととの費用から差し引いて購入をされたということですし、ぜひとも防災のために役立てて積極的に使っていただきたいと思います。

○委員長（武藤哲志委員） 私の方からは、まず契約を行って、そして、改修工事を行い、利用は

いつくらいから考えているかというものがありませんか。

地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 利用時期につきましては、年内は無理というふうに判断しております。理由の1つに、今現在、福岡県が御笠川の改修工事をやっております、この工事のためにあの看護専門学校跡地の中に工事事務所、那珂土木事務所の関連とか、そこに関わっている業者の方に貸しているいろんな工事事務所等々がございますし、その辺の福岡県との調整の中で、おおむね年内は作業にかかれないのではないかと判断をしておりますけども、まあ、福岡県の方の工事進捗状況によりましてはそれよりも早くなる可能性もございます。現時点では年内は無理かなという判断をいたしております。

○委員長（武藤哲志委員） そうすると、平成18年度は無理だということですか。その年内というのはいろいろあるからね。3月31日までは平成17年度の予算審議をやってるわけですよ。3月31日に平成18年度の予算審議をやって、この部分これは平成17年度の予算審議をやっているんですよ。だいたい平成18年度いっぱい御笠川の改修がかかるので、この用地を取得した後は平成19年度にしか工事にかかれないのか、平成18年度の年度末というか、それにかかれるのか、今、議会の部分がありますので。

地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 福岡県との協議の中では、今年の12月末ぐらいまでは工事事務所、あるいは後の工事の残りの整理整頓があるだろうということで聞いておりますので、平成18年度の2月までは、工事は無理かなという判断をいたしておりますので、早ければ、今年平成18年の12月補正ぐらいに改修費用を計上させてもらおうかなという予定はいたしております。それで、工事関係含めると平成18年度、つまり平成19年の3月末ぐらいまでには一定の補修工事を終わりたいというふうな計画を持っております。

○委員長（武藤哲志委員） その間、暫定的にはプールの駐車場用地としては使用させるのかどうか。

地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） あの残ったいわゆる更地約1万㎡ございますけども、それについては当然多目的に利用したいということを考えておまして、プールの駐車場あるいは、場合によっては、パーク・アンド・ライド、そういうふうな、あるいは多目的広場みたいな活用はしていきたいというふうに思います。ただ、工事の期間中ですので、かなり県もその辺は使ってほしくないような意見もございましたので、ただ市が、4月以降市の管理になりますとその辺も含めて活用方法については危険がないように十分検討はしていきたいというふうに思っております。

○委員長（武藤哲志委員） ただここで今、予算審議してますよね。そして予算審議をして、認められて、お金を払えば太宰府市の部分だけど、その条件的なものの中に、この河川工事、当然太宰府市も関わってますが、河川工事のために那珂土木や建設業者が一部使っているという、

これはもう同意の上で買収すると、その工事が終わらないと、全面的に使用できないという、こういうことで受け止めていいんですか。今そういうふうな話は私も議会全員協議会の中でもなかったので、今いつごろ、直ちに防災施設としてできるかと聞いたら、平成18年の12月から、平成19年3月にしかできないということになってくると、1年近くも取得したものをそのまま放置をしてればかえって悪くなるんじゃないかと、こういうちょっと不安があるからですね。だから、その辺もう一度説明を受けておきましょうか。

地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 4月以降仮に今回の議会で、採決いただければ早速売買契約をし、4月1日から市の土地になるわけですが、今現在の工事事務所につきましてはですね、市の土地に、逆に工事事務所を貸すわけですから、これが無償で貸すのか有料にするのか、この辺の協議はまだいたしておりませんので、できるだけそういうふうな協議を含めた中で、先ほど私が、12月と言いましたが工事の進捗状況によってはまだ早くなるかもしれませんし、その状況推移を見ながら、その時期については判断をしたいというふうに思います。

○委員長（武藤哲志委員） 今、公有財産購入費の問題で、具体的に執行部から説明を受けましたが、他に公有財産購入費について委員から質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは進みます。

9款1項を終わります。

10款2項1目11節、小学校管理費について学校教育課長から説明を受けたいと思います。

学校教育課長。

○学校教育課長（花田正信） 今回補正させていただきます。光熱水費につきましては、電気代、水道代であります。光熱水費に過不足が見込まれますことから補正をさせていただいております。

○委員長（武藤哲志委員） 全般的には7校にということになるのか。

学校教育課長。

○学校教育課長（花田正信） はい、その通りでございます。

○委員長（武藤哲志委員） 今、学校教育課長から小学校の7校の光熱水費の追加ということで。委員から質疑はありませんか。

それでは同じく6項1目17節の公有財産購入費、積立金、生涯学習用地購入ということで生涯学習施設用地購入、この部分で2億3,123万4,000円です。先ほど説明を受けておりますが、社会教育課長から説明を受けたいと思います。重なると思いますが。

社会教育課長。

○社会教育課長（松田満男） 17節の公有財産購入費でございますが、この購入費につきましては、生涯学習施設用地購入費ということで2億3,123万4,000円でございます。先ほども説明がありましたけども、面積につきましては1万805.32㎡でございます。財源の内訳といたしましては

公共施設整備基金繰入金から１億円、総合運動公園整備事業基金繰入金から１億３,１００万円、一般財源として２３万４,０００円の財源の内訳でございます。次に２５節の積立金でございますが、総合運動公園整備事業基金積立金の利子、１９万２,０００円でございます。以上です。

○委員長（武藤哲志委員） 今、社会教育課長から私ども議会全員協議会に出されました買収の防災施設、所管外の部分になりますが、その建物と土地の部分を差し引いた残りを生涯学習施設用地として購入をしたいと、この土地の部分については建設経済常任委員会、それから社会福祉施設については環境厚生常任委員会、防災施設は総務文教常任委員会として全体的にはそのあたりの残りについては、総務文教常任委員会ということで大変内容的にも多岐にわたっておりますが、元々１本にできなかった状況からこういう状況になっております。今度は今、土地面積を建物が立っていないところの用地を買収したいということです。

委員からこれに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので先に進みます。

１２款１項１目２３節について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは歳出全般について、委員から質疑もれがありましたら許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ありませんか。

それでは歳入の審査に入ります。

まず、１２ページをお開きいただきたいと思います。

先ほど、利子配当金の関係が出ておりましたが、１６款１項２目の１節、利子及び配当金として５４万９,０００円、財政調整資金利子、減債基金利子、総合運動公園整備事業基金利子この部分です。それからそれに関わりがあります１８款１項の基金繰入金として減債基金繰入金が３億４００万円、公共施設整備基金繰入金が１億円、総合運動公園整備事業基金繰入金が１億３,１００万円あります。まず財政課長から説明を受け、社会教育課長から説明を受けたいと思います。

それでは、財政課長。

○財政課長（井上義昭） １８款１項１目の８節、減債基金の繰入金でございますが、この部分につきましては歳出の方の１２款で繰上げ償還を行っております。その財源として繰入れるものでございます。以上でございます。

○委員長（武藤哲志委員） それでは、社会教育課長。

○社会教育課長（松田満男） ９節の公共施設整備基金繰入金１億円でございます。これを先ほど看護専門学校跡地購入費の説明で申しあげましたように、用地購入費として１億円、それから１１節総合運動公園整備事業基金繰入金１億３,１００万円、総合運動公園整備事業基金に繰入れということでございます。

○委員長（武藤哲志委員） 今、財政課長、社会教育課長から説明がありました。

委員から質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、20款5項1目の1節、雑入の消防費雑入が所管になっておりまして、102万9,000円ですが、総務課長から説明を受けたいと思います。

総務課長。

○総務課長（松島健二） この消防費雑入でございますが、これにつきましては、財団法人空港環境整備協会の方から消防ポンプ自動車の購入について助成金をいただいております。この助成率が従来50%でしたが、平成17年度から平成19年度に限りまして60%に変更になったことによります102万9,000円の増額補正をさせていただくものでございます。以上です。

○委員長（武藤哲志委員） 引き続き、21款市債の1項の消防費が所管ですので総務課長、関わりがありますので合わせて説明を受けたいと思います。

総務課長。

○総務課長（松島健二） これは小型動力ポンプ付積載車の購入につきまして、起債の充当率が75%から90%になったことによります40万円の増額補正でございます。以上でございます。

○委員長（武藤哲志委員） 今、消防費雑入が助成を受けたということと、消防ポンプの起債の充当率75%が90%になったという内容です。これに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、歳入全般についてありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、まず5ページをお開きいただきたいと思います。所管の第2表の繰越明許費がありまして、先ほども審査しましたが、期日前・不在者管理投票システム委託料として250万円、それから第3表の債務負担行為として起債管理システム賃借料、それから保守委託料、太宰府市いきいき情報センター指定管理料、太宰府市体育センター指定管理料、太宰府市少年スポーツ公園指定管理料、大佐野スポーツ公園指定管理料、太宰府歴史スポーツ公園指定管理料、市民図書館指定管理料、文化ふれあい館指定管理料、大宰府展示館指定管理料が所管です。平成18年度から平成22年度まで、または平成18年度、平成19年度というふうになっておりますが、まず、第2表、第3表について委員から質疑がありましたら。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは6ページをお開きいただきたいと思います。第4表の変更があっております。消防施設整備事業債が先ほど認められたということで40万円の増額の部分、消防の部分で40万円。これに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、全般的な質疑は終わりましたので、討論を行いたいと思います。

議案第36号、当委員会所管分について、討論はありませんか。

片井委員。

○委員（片井智鶴枝委員） 賛成討論させていただきます。今回のような公有財産購入に当たっては、私たちはその金額のみで審議するのではなくて、それを購入することによって今後発生するであろう維持管理費とか補修費までも含めた中で審議をしなければなりません。ですから、こういうふうな補正予算を出される場合には、今後発生するであろうと思われるような試算もきちんと出されて私たちの審議がしやすいように是非やっていただきたいと思います。そうでなければ、やはりこの金額のみでの審議というのはなかなかスムーズにいきませんし、時間もかかります。その辺を要望しまして、賛成討論といたします。

○委員長（武藤哲志委員） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、採決を行います。

議案第36号の当委員会所管分を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第36号の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午後2時45分〉

午後2時45分 休憩

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時00分 再開

日程第2から日程第4まで一括議題

○委員長（武藤哲志委員） それでは再開します。日程第2、議案第53号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、日程第3、議案第54号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」、日程第4、議案第55号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第53号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、日程第3、議案第54号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」、日程第4、議案第55号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題といたします。

それでは執行部の補足説明を求めます。

行政経営課長。

○行政経営課長（宮原仁） 議案第53号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例」から、議案第55号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては関連いたしますので一括してご説明申しあげたいと思います。この件につきましては、3月2日、議員全員協議会の中で説明をいたしておりますけれども、重複する部分がございますけれどもご了解いただきたいと思います。今回の改正につきましては、昨年8月15日、人事院勧告に基づきます国家公務員の給与の改正に準じて改正を行うものでございます。今回の勧告では給与制度について、俸給制度それから諸手当制度全般に渡ります抜本的な改革が行われておるところでございます。これが続発する公務員の不祥事等いろんな公務員に対する批判、厳しい目があると言われておりますけれども、なかでも公務員の給与のあり方につきましては、公務員の給与水準を地域の民間水準と比較して高いのではないかと、また公務員は勤務実績に関係なく年功的に昇給していくと、年功序列的な給与になっているなどの民間企業の実態とかい離している部分がないか等の批判が各方面から出されておると言われております。そういったことから、今回そういった批判にこたえるべく公務員給与に地場賃金を反映させるための地域間配分の見直し、年功的な給与上昇の抑制と職務職責に応じた給与構造への転換、そして勤務実績の給与への反映を柱とした人事院勧告となったということでございます。この給与の改革につきましては以前から説明しておりますけれども、昭和32年に現在の給与制度が確立されて以来50年ぶりの大きな改革になっておるところでございます。先立ちまして昨年の12月議会におきましては、人事院勧告での民間給与と公務員給与の比較する全国平均で0.36%と民間より高かったということから、引き下げが outcome して12月議会に提案いたしまして議決を頂いたところでございます。しかしながら、地域間給与の格差を見てみますと、北海道、東北地方につきましては4.8%給与水準が平均より低いということでございます。今回そういう地域に合わせた給与にしようということで、人事院勧告、給与構造改革が出ておるところでございます。今回は民間賃金の1番低い地域を考慮して給与体系のラインに合わせようということでございます。今回、官民格差、給与の格差4.8%下げますと、東京では18%低くなりますことから、その補てんということで18%の地域手当が加えられているわけでございます。ちなみに、福岡市におきましては10%、太宰府市におきましては3%の地域手当となっております。本市におきましては人事院勧告どおり国に準じて今日まで実施してきております。今回、職員労働組合と協議を重ね、努力してまいりまして、なんとか双方の歩み寄りができまして、昨日、職員労働組合と合意が成立したところでございます。以上のことから3議案につきましては、人事院勧告どおり国家公務員の例に準じる内容で改正をお願いするものでございます。以上でございます。

○委員長（武藤哲志委員） 今、行政経営課長から説明がありました。

委員から質疑がありましたら。

橋本委員。

○委員（橋本健委員） 平成18年4月から実施ということですが、評価制度というのがありますが、これも並行して導入されるということでしょうか。

○委員長（武藤哲志委員） 行政経営課長。

○行政経営課長（宮原仁） 評価制度につきましては、現在太宰府市では評価は行っておりますけれども、そういった制度的には設けておりません。それで今回、国の示します評価が5年以内にそういった激変緩和といいますか、5年以内の中で評価をしていくようなそういうふうな形をとって行きたいということでございますので検討していきたいというふうに思っております。

○委員長（武藤哲志委員） 橋本委員。

○委員（橋本健委員） 5年以内ということですが、ある程度人事評価制度の内容というのがわかりましたら教えていただきたいのですが、これ人が人を評価するわけですから、こういった評価項目があるのか、査定されるのか分かる範囲で結構ですので教えてください。

○委員長（武藤哲志委員） 行政経営課長。

○行政経営課長（宮原仁） 評価につきましてはそれぞれ5段階ございまして、そのABCDEという形で人事院勧告の方はなっておるわけですが、Aが極めて良好、Bが特に良好、Cが良好、Dがやや良好でない、Eは良好でないということで、こういうふうにランクがあるわけですが、そのランクに応じてその昇給号俸数が決まっております、Aにつきまして極めて良好ということであれば8号俸以上昇給できると、Bで特に良好でしたら6号俸昇給すると、Cの普通の良好であれば4号俸の昇給、それからDでやや良好でないということであれば2号俸の昇給、それからEの良好でないということになりますと昇給なしという形になります。以上そういった判断基準で評価がなされていくというふうに、まだ私どもの方では例として挙げてありますけれども、その中身につきましては今後検討していきたいというふうに思っております。

○委員長（武藤哲志委員） 小柳副委員長。

○委員（小柳道枝委員） 今、橋本委員からも評価制度についての質問がありましたけれども、その中身について説明を受けた中で、これを所管の中で、庁舎内の方たちでなさるのか、それからまた予算を組まれて、第三者的に外部組織に評価制度をお願いするのか、できるだけなんといいますか、心あるようなそういうふうな正当な評価ができるような組織づくりも必要じゃないかなと思いますので、その辺はどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（武藤哲志委員） 行政経営課長。

○行政経営課長（宮原仁） 方法につきましては内部それから外部の方を入れるとか、外部に委託をするとか諸々ありますけれども、今の段階では内部で、通常、職員であれば係長、係長であれば課長が、それから、課長であれば部長が、そういった段階での評価の形になろうかと思います。

○委員長（武藤哲志委員） 小柳副委員長。

○委員（小柳道枝委員） もし内部評価をなさるようであれば、やっぱり適切に心を持って評価に当たってもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。おきます。

○委員長（武藤哲志委員） 他には。

まず、説明頂きたいんですが、追加議案書の8ページから10ページ、これを見ると今後の給与計算は大変な状況になるんじゃないかと思うんですね。3月未満、3月以上6月未満、6月以上9月未満、9月以上12月未満という、説明では段階があるんだけど、ある一定下の方はそういう状況だけど、その都度給与を右の方でやっていくというか、ずっと上がったり下がったり、3月ごとにこんな状況ができてくるということになると、大変な実務になるんだけど、先ほど補正予算で給与システムの見直しというのが出てきましたけども、こんな給与改革をやって対応できるんですかね。

行政経営課長。

○行政経営課長（宮原仁） この昇給月でございますけども、国の人事院勧告によりますと、1月1日が昇給月になります。これは年に1回になっております。実際、太宰府市におきましては、4月、7月、10月、1月ということで年4回昇給しておるわけですが、その昇給の月によって、これが分割で、それぞれ一人一人条件が違いますので、それぞれに当てはめて計算をしていかなくちやいけないようになります。例えば、私を例にしてみますと私が現在、8級の19号行政（一）の給与表の8級の19号を見ていただきたいのですが、44万2,400円ということになっておると思います。これを切り変える場合なんですけども、新しく切り替える場合には現在の8級は今年新6級になるわけでございます。その新6級の今私8級の19号と言いましたよね、それと、もうひとつ3月、6月、9月、12月と書いた書類があると思いますけども、その8級の19号ということは、これが1番上に、8ページに1級から9級までございます。その右にずっと旧号級が1から32までございます。その8級の欄をずっと見ていただいて19を見ていただきたいんですけども、左書きの号級の19ですね、それに3月未満、3月以上、6月未満、6月以上9月未満、9月以上12月未満、12月以上というのがあるんですけど、本来私は7月1日昇給なんですね。7月から4月まで9月ありますので、9月以上12月未満というところを見ていただいて、8級の横ずっとスライドしていただければ60になりますね。8の60、ということはこれが6級の60になるということですね。6級の60を見ていただきたいんですが、そしたら41万4,900円になっておろうかと思います。そういうふうに一人ひとりその昇給月も違いますし、条件が違いますので、そういった金額の切り替えをする時は、これでしていくような形になろうかと思います。

ちょっと説明が下手で、申し訳ないんですけど。

○委員長（武藤哲志委員） だからこれでいくと、相当その引き下がると、今いったように、44万2,400円が41万4,900円ですよということでしょう。3万円近くも給料が改訂によって下がるということでしょう。

行政経営課長。

○行政経営課長（宮原仁） 2万7,500円ですね。マイナスということになります。

○委員長（武藤哲志委員） 全職員が、そういう状況の賃金の・・・

（「いろいろその差は出てきますけども」と行政経営課長が呼ぶ）

○委員長（武藤哲志委員） 出てきたり、3級までの部分については渡りのなものもあるという説明もあっておったけども、上の部分は下がる一方で・・・

行政経営課長。

○行政経営課長（宮原仁） それで、この2万7,500円ということございますけども、現給保障ということがございますので今の金額をずっと保障をしていくことになります。昇給昇格して現給を超えるまでですけど。

○委員長（武藤哲志委員） そうすると、いいですか、これで見るとね・・・

（総務部長「総務部長がちょっとお答えします」と呼ぶ）

○委員長（武藤哲志委員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 41万4,900円は4.8%下げたときの給料です。地域給ですから先ほど行政経営課長が言いましたように、東京はこれに18%掛けたものを支給します。で、太宰府市は3%ですから、これに3%掛けたものが、給料という形で地域給というように言われております。ですから41万4,900円プラスの3%を掛けたものが給料ということになります。しかし、皆さんから言わせると今まで地域給としてもらっていた調整手当というのが6%が3%になりますので、6%と言うのは指定地がなかったんですね太宰府市に官公庁とかありませんでしたから、フタを開けてみると実際は福岡市並みじゃなくて、太宰府市は3%だったということですから、その3%は今までもらいすぎていたということですから、少し余計目にもらっていたという形ですから、その部分は確実に下がるということになります。

○委員長（武藤哲志委員） そうするとここでは、最高給与は上がっても46万300円が最高というふうに見えていいですか。

総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 部長でですね。

○委員長（武藤哲志委員） 部長で大体どのくらい下がるということになりますか。

総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 今、最高が49万7,000円ぐらいですかね。ですからそれからみますと、46万になりますから。その差は3万ほど変わります。その代わり、現給保障しますから、その差額を当面やるという形になります。

○委員長（武藤哲志委員） その当面というのは、どのくらいね。当面はどのくらいの期間ね。

総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 当面とはこれが追いつくまでです。ですからもう46万円を超えてる人は以降、下がった線からは上がりませんから、退職までもらえないという形になります。

○委員長（武藤哲志委員） そこで一番問題になるのが、今まで長く議会で給与審査しててですよ、私ども執行部から言われていたのはね、収入役の給与が一般職と同じようになってるからという形で報酬を引き上げたいとかそういう経過が何回もあって、まあ8年近く報酬上げてないんですが、今度三役の給与の部分について、はよ言えば市長が91万9,000円ですよ。助役が

76万4000円、収入役が68万4,000円だけど、ものすごい格差が開くようになるんですよ。三役と一般職の関係。だから議員は44万円という部分がありますが、その最高額より常勤者の方が少しありますけど、とりあえず三役と一般職の格差がものすごく開くようになるのはね。この問題については何の検討されてないんですか。

総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 46万円になりますけども、現給保障しますから。1番最高の人たちは当面は、49万なんぼのままでずっといきます。ですから、これが適用になるのは、5、6年後ぐらいからだんだんだんだん下がっていくだろうと思っています。で、46万に落ち着くだろうということです。先日、議会全員協議会で、これは私が下げる下げないとは言えませんが、お話を聞いていますと、その格差があれば、今まで上げるときも、下げる時はなかったんですが、上げるときは1番最高俸の方と収入さんとの差がある一定の幅あるという形で、下があれば、下げる。それは正式に報酬審議会にかけて諮問をして審査をしてもらおうと、そういう抜本的な改革を行うという姿勢でございます。ここ1、2年はその差が変わらないという形になりますので、その辺はどう判断するかは分かりませんが、目に見えてくるような差があると、そんなふうな考え方をお持ちのようであります。

○委員長（武藤哲志委員） だから四役の場合も、同じように地域給というふうに変えていけば、その分の3%というのは当然受けるわけですし、だからあまりにもこの給与改定によって三役、教育長も含めるんですが、あまりにも職員との格差が離れすぎるようになってきたと、今までと違ってね。だからその矛盾点はやっぱり考えないと職員には大変な痛みを持ってくるが、その四役のこの91万9,000円という部分と調整手当、常勤職員ですから四役は。そのこの差は100万円と、それこそ一方は60万円くらいの金額で、ものすごく差が出てきますよと、これまでの議会運営の中でやってきたことについてはね。だから、職員はこういう状況の中で引き下がる、上がらない。一番高校生、大学生抱えている年代が一番大きな負担にもなると思うんですけども、そこはやはり三役自身も職員と同じような形で、どこの自治体もこういう問題で四役の報酬を見直しをしていくというか、10%カットするとか、やってるんだけど、うちはそういうものは一切出てこないですね。だからまあ、職員との話し合いの中で、四役はもう別にそういうものは、全く考えてないという状況だったんですか。

総務部長。

○総務部長（平島鉄信） これは、議会全員協議会でおっしゃったと思いますよね。言われませんでしたかね。助役が確か伝えたと思います。当面は今言いましたように、ここ1、2年は最高俸給でなってますから49万7,000円のまま1番最高の人はずっと動きます。いきなり46万円にはなりませんから。で、それがだんだんと何年かすると、こういうふうに下がってきますので、その推移を見ながら今それを判断するのか下がった時点で判断するのかということはありませんけども、いずれにしても、その差が開けば報酬審議会を開いて比較のとおりやっていきたいということで表明してあります。

○委員長（武藤哲志委員）　あまりにも職員の皆さんこんなに下がって、あれなんですけど、給与の見直しもまた大変な実務になるなど、その都度こういう部分と、だから、ある一定景気がよくなったからといって、もとに戻すことはなかなか難しいもんね。民間の方が今、景気が良くなってきて給与も上がってきたり、雇用もどんどんやりたいという状況の中で問題がいっぱい出てくると思うんですけども、今のところ職員組合が同意したということですから、将来に渡っては、また給料も考え直さなならんかなと思うんですけども。みなさん今、行政経営課長それから総務部長からも説明を受けて、今後の給与問題どういうふうになるかですね、大きな課題になると思うんですが、みなさんの方から質疑がありましたら再度。

（「なし」と呼ぶ者あり）

いいですか。

それでは、関連する54号、55号についての質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、質疑を終わります。

これから議案第53号、議案第54号、それから議案第55号と討論、採決を行います。

それでは、議案第53号に対する討論はありませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員）　2点要望いたしまして、賛成の立場から討論いたします。今回のこの議案第53号については、ご報告いただいたように職員組合との交渉がまとまったということでお話しを伺いました。その中でも出ておりましたけれども今後いくつかの検討課題が具体的に明示されているというふうに向っておりますのでこの検討課題についてはきちんと行政側と向き合いながら、そして組合の方とも向き合いながらちゃんと検討をしていていただきたいということ。それから先ほど橋本委員からも出ました行政評価につきましては、これもやはり人が人を判断するということは非常に微妙な問題になってきます。判断される側の人間、職員の人たちの意見これは相対的な意見がいろいろ出てくると思いますけども、導入するにあたってはそういった意見もきちんと吸収したうえで行政評価のシステムというものを構築していただきたいというこの2点を要望いたします。以上です。

○委員長（武藤哲志委員）　他に。

片井委員。

○委員（片井智鶴枝委員）　私はこの議案に対しては賛成ですけども、今回の改定で公務員の方の今後の生活設計を思うと、大変影響あるだろうなと思います。ただいま国も地方も厳しい財政事情の中で、この給与改定に限らず公務員のあり方というのが大きく変わってくると思うんですよ。その中で今回の給与改定も一部にやむを得ないと私は考えております。さらに今回の予算を見ましても市民への影響はいろんな部分で大きな影響が出てきてまして、市民と職員に影響がいろいろ出てきながら一番トップに立つ四役、議員も含めてなんですけども特別職の報酬審議会はすでになされていなければいけないと思います。先ほどの格差の問題を言ってお

りましたけども、そういう議論は私は成り立たないと思います。私は特別職報酬審議会の開催を要求して賛成といたします。

○委員長（武藤哲志委員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで討論を終わります。

採決を行います。議案第53号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第53号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午後3時30分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

続いて、議案第54号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、討論がありませんので採決を行います。

議案第54号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第54号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」につきましては原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午後3時31分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

次に議案第55号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」に対して討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論がありませんので、採決を行います。

議案第55号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第55号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」につきましては原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午後3時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（武藤哲志委員） 日程第5、請願第1号『「米軍再編」に反対する決議の採択を求める請願書』についてを議題とします。

この請願については私が紹介議員になっております。連日のように米軍の再編問題について論議がされておりますが、福岡県の行橋市に米軍が配属されると、沖縄からですね、今行政あげて周辺自治体もですね、再編反対という形で取り組んでおりまして、ぜひ、反対する決議、特に岩国市では住民投票も行われておりますし、昨日も沖縄でも各防衛庁にも要望されているようですが、皆さんの方からこれに対するご意見はありませんか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 細かいことを言ってもあれなんですけども、まずこの請願ですけども、米軍というものが非常に害であるというふうな内容なんですけども、そもそも日米安保がなくて、じゃあどうやって日本の安全保障というものをどうしていくのかとかですね、そういったことはここにはないわけですよね。ご存知のように特定アジアといいますか、いくつかの国と現在あまり良好ないろんな歴史認識問題ですね、いろんな外交の問題含めてですね、しかしそういうものは前向きに友好を当然前提にですね、やると現首相も言っておられますし、そういう努力もされてます。しかしそういう努力を国際政治の中でやっていくときにやはり防衛力というものは当然必要だと思います。かたやそういうふうな武力を少し見せながら、脅しじゃないですけどもね、言ってこられるような、いろんな領土の問題とかガス田の問題とかそういったもろもろの案件あります。そういったところでじゃあ今、この日米安保をですね、否定するような決議を仮にしたとしたら、一体じゃあ、それに変わるものが何かあるのかというふうなところで非常に内容には不安を覚えます。私としてはこれは少し、少しではなくて採択すべきものではないものと考えております。

○委員長（武藤哲志委員） 他に委員から意見はありませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 私個人としてはこの米軍再編は反対なんですけども、やはり岩国市の件でもありましたし、今問題になっているのはやはり日米の地位協定の問題、この見直しをやはり地元としては強く求めているところが非常に大きいと思います。それで岩国市で住民投票がありまして圧倒的多数でやはりこれには反対をするという市民の意見も出てる、それに対して今後国がどう対応していくか、そして沖縄の方もそうですね、今ちょうどトップ会談みたいな形で行われてますけども、今後もう少し国の対応をみてはいかがかなというふうに思っています。多くの当該地にあたる地元では反対の意見が出てるというそれはやはり重く受け止めるべきではないかなというふうに思いますので私は改めてこれは継続を提案させていただければと思います。

○委員長（武藤哲志委員） そうすると、まず請願第1号もありますが、請願第2号も関わりがありますが、門田委員の方からは不採択にすべきだという意見です。渡邊委員からはこの請願第1号、第2号も関わりがありますが、継続にすべきだという意見が出されました。ここで10分間休憩をし、採決方法についてちょっと皆さんと協議をして、どういうふうに行うかを決めたいと思います。

午後3時35分 休憩

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時46分 再開

○委員長（武藤哲志委員） それでは再開します。ただいま、請願第1号、第2号について渡邊委員より継続審査との意見が出されました。本請願を継続審査するところで採決を取りたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは採決を行います。

請願第1号を継続審査とすることに賛成の方は挙手を願います。

（大多数挙手）

大多数挙手です。

したがって、請願第1号は継続審査すべきものと決定しました。

〈継続審査 賛成5名、反対1名 午後3時47分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

同じく渡邊委員より継続審査との意見が出されたので。請願第2号を継続審査するところで採決を取りたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは採決を行います。

請願第2号を継続審査とすることに賛成の方は挙手を願います。

（大多数挙手）

大多数挙手です。

したがって、請願第2号は継続審査すべきものと決定しました。

〈継続審査 賛成5名、反対1名 午後3時47分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

以上で本日当委員会に審査付託されました案件の審査はすべて終了しました。

ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、それから次回委員会開催までの間、所管調査や行政視察を実施する場合、委員の派遣承認要求書の提出につきましては、委員長にご一任

願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

したがって、3月8日及び本日の委員会の審査内容と結果の報告及び委員派遣承認要求書の提出につきましては委員長に一任とすることに決定しました。

これをもちまして総務文教常任委員会を閉会いたします。

午後3時49分 閉会

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

太宰府市議会委員会条例第27条により上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成18年6月26日

総務文教常任委員会 委員長 武 藤 哲 志